

総務委員会議案説明資料

令和7年12月4日

件名	頁
1 第114号議案 足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	2
2 第115号議案 足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	4
3 第135号議案 足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例の一部を改正する条例	31
4 第136号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	37
5 第137号議案 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	78
6 第138号議案 富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事請負契約	84
7 第139号議案 江北コミュニティセンターライブ改修工事請負契約	86
8 第140号議案 児童・生徒用Chromebook等の購入について	88
9 第141号議案 避難所用折り畳み式リクライニングベッド等の 購入について	89

(総務部)

第114号議案説明資料

令和7年12月4日

件名	足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例														
所管部課名	総務部 人事課														
内 容	<p>1 概要 国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的とした国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に伴い、足立区職員の旅費に関する条例の一部が改正される。 このため、足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正し、文言整理を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>(費用弁償) 第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料</u>および食卓料の7種とし、その額および支給方法は、規則で定める。</td><td>(費用弁償) 第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種</u>とし、その額及び支給方法は、規則で定める。</td></tr></tbody></table> <p>(削除) 車賃、宿泊料、食卓料 (追加) その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>説 明</th></tr></thead><tbody><tr><td>その他交通費</td><td>鉄道、船舶及び航空機以外での移動（バス、タクシー等）</td></tr><tr><td>宿 泊 費</td><td>宿泊先の都道府県に応じて上限付き実費支給</td></tr><tr><td>包括宿泊費</td><td>交通費と宿泊費が一体となったパック旅行</td></tr><tr><td>宿 泊 手 当</td><td>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（食事代等） ※食事付きの宿泊の場合減額する</td></tr></tbody></table> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和8年4月1日</p>	改正前	改正後	(費用弁償) 第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、 <u>車賃、旅行雑費、宿泊料</u> および食卓料の7種とし、その額および支給方法は、規則で定める。	(費用弁償) 第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種</u> とし、その額及び支給方法は、規則で定める。		説 明	その他交通費	鉄道、船舶及び航空機以外での移動（バス、タクシー等）	宿 泊 費	宿泊先の都道府県に応じて上限付き実費支給	包括宿泊費	交通費と宿泊費が一体となったパック旅行	宿 泊 手 当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（食事代等） ※食事付きの宿泊の場合減額する
改正前	改正後														
(費用弁償) 第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、 <u>車賃、旅行雑費、宿泊料</u> および食卓料の7種とし、その額および支給方法は、規則で定める。	(費用弁償) 第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種</u> とし、その額及び支給方法は、規則で定める。														
	説 明														
その他交通費	鉄道、船舶及び航空機以外での移動（バス、タクシー等）														
宿 泊 費	宿泊先の都道府県に応じて上限付き実費支給														
包括宿泊費	交通費と宿泊費が一体となったパック旅行														
宿 泊 手 当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（食事代等） ※食事付きの宿泊の場合減額する														

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第18号</p>	<p>○足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第18号</p>
<p>第1条から第3条まで 省略</p>	<p>第1条から第3条まで 省略</p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、旅行雑費、宿泊料および食卓料の<u>7種</u>とし、その額<u>および支給方法</u>は、規則で定める。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 職員が公務のため出張するときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>、宿泊費、<u>包括宿泊費</u>、<u>宿泊手当</u>及び<u>旅行雑費の8種</u>とし、その額<u>及び支給方法</u>は、規則で定める。</p>
<p>第5条 省略</p>	<p>第5条 省略</p>
<p>付 則 省略 <u>(追加)</u></p>	<p>付 則 現行のとおり <u>付 則 (令和〇年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

第115号議案説明資料

令和7年12月4日

件名	足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例																			
所管部課名	総務部人事課																			
内 容	<p>1 概要 国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として、国家公務員等の旅費に関する法律（令和6年法律第22号）等が改正されたことに伴い、国の改正趣旨を踏まえ、足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙1のとおり）</p> <p><主な改正点></p> <p>(1)宿泊料の見直し</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr></thead><tbody><tr><td>名称</td><td>宿泊料</td><td>宿泊費（名称変更）</td></tr><tr><td>改正内容</td><td>上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 一般職員 11,800円</td><td>上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 一般職員 19,000円 ※ 都道府県ごとに上限額を設定</td></tr></tbody></table> <p>(2)特急利用の見直し</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr></thead><tbody><tr><td>名称</td><td>鉄道賃</td><td>鉄道賃</td></tr><tr><td>改正内容</td><td>内国旅行において、急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に支給する。</td><td>内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。</td></tr></tbody></table> <p>※ 条例改正後、旅費支給規程及び手引き等を改正し、職員へ運用についての周知を行う。</p> <p>3 新旧対照表 別紙2のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和8年4月1日</p>			現行	改正後（案）	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 一般職員 11,800円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 一般職員 19,000円 ※ 都道府県ごとに上限額を設定		現行	改正後（案）	名称	鉄道賃	鉄道賃	改正内容	内国旅行において、急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	現行	改正後（案）																		
名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）																		
改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 一般職員 11,800円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 一般職員 19,000円 ※ 都道府県ごとに上限額を設定																		
	現行	改正後（案）																		
名称	鉄道賃	鉄道賃																		
改正内容	内国旅行において、急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。																		

旅費条例の改正内容

【別紙 1】

		現行	改正後（案）
宿泊費等	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 一般職員 11,800円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 一般職員 19,000円 ※都道府県ごとに上限額を設定
	名称	—	包括宿泊費（新規）
	改正内容	—	① 交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 ② 包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限とする。
	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	改正内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。 〔内国旅行〕 定額 一般職員 2,600円	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	名称	—	宿泊手当（新規）
	改正内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む。）に充てる旅費として、定額支給する。 〔内国旅行〕 定額 2,400円 ※食事付きの宿泊の場合減額支給 1泊2食付き 1/3の額 1泊1食付き 2/3の額
	名称	旅行雑費	旅行雑費
	改正内容	① 内国旅行（近接地内）では、緊急その他やむを得ない事情により通信費を要した場合に定額で支給する。 ② 内国旅行（近接地外）では、定額で支給する。 〔内国旅行〕 定額 100円	① 宿泊を伴わない内国旅行における緊急かつ臨時の費用として、公務上必要な場合に定額で支給する。 ② 宿泊を伴う内国旅行における旅行雑費にあたる費用は、宿泊手當に含まれるため、支給しない。 〔内国旅行〕 定額 100円
交通費	名称	鉄道賃	鉄道賃
	改正内容	内国旅行の急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合のみ支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	名称	車賃	その他の交通費（名称変更）
	改正内容	車での移動について実費支給とする。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円を支給する。	【追加】 鉄道、船舶及び航空機以外での移動（路線バス、タクシー、レンタカー等）について旅費として支給する。

		現行	改正後（案）
交通費	名称	航空賃	航空賃
	改正内容	運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃を支給する。	【追加】 外国旅行であって、運賃の等級が2以上の階級に区分する航空路により著しく長時間にわたる移動とされる場合は、最下級の直近上位の級の運賃を支給可能とする。
赴任に伴う転居費等	名称	船賃	船賃
	改正内容	① 内国旅行において、運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、中級の運賃を支給する。 ② 内国旅行において、運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、下級の運賃を支給する。	内国旅行において、運賃の等級が区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃を支給する。
その他	名称	移転料	転居費（名称変更）
	改正内容	国内において、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた上限額のうちで実費支給とする。	① 運送業者が家財の運搬を行う場合に実費支給とする（最も経済的なものを選択する）。 ② 宅配便、自家用自動車、レンタカーを利用して家財の運送を行う場合に実費支給とする。
	名称	着後手当	着後滞在費（名称変更）
	改正内容	赴任に伴う内国旅行において、雑費及び宿泊料定額の5夜分相当額を支給する。	赴任に伴う内国旅行において、5夜分を上限として、実際に宿泊した夜数に応じて宿泊費と宿泊手当を支給する。
	名称	扶養親族移転料	家族移転費（名称変更）
	改正内容	扶養親族1人ごとに、職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の合計から、移転時の年齢に従い減額した額を支給する。	家族1人ごとに、職員相当の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額を支給する。
	名称	—	手数料（新規）
	改正内容	—	鉄道、船舶及び航空機の利用に際して、手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能とする。
	名称	—	旅費の返納（新規）
	改正内容	—	① 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、旅費を返納させなければならない。 ② 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことができる。
	名称	渡航手数料	渡航雑費（名称変更）
	改正内容	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料及び入出国税の実費額を支給する。	渡航手数料として実費支給をしていたものに加え、その他外国旅行に要する費用（保険料や携行品等の購入等）の実費額を支給する。
	名称	死亡手当	死亡手当
	改正内容	職員が外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。 定額 520,000円	職員が外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。 定額 930,000円
	名称	近接地内・地外の区分	近接地内・地外の区分（廃止）
	改正内容	近接地の設定をする。	近接地の設定を廃止する（近接地内、近接地外の区分を廃止する）。

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区職員の旅費に関する条例 昭和50年3月31日条例第14号</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 省略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び<u>財務省令</u>で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、<u>引続いて採用された職員又は任命権者</u>があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に<u>あてる</u>ため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員<u>若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p>	<p>○足立区職員の旅費に関する条例 昭和50年3月31日条例第14号</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 現行のとおり (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び<u>国家公務員等の旅費支給規程</u>（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) 現行のとおり</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 赴任 区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、<u>引き続いて採用された職員若しくは任命権者</u>があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に<u>充てる</u>ため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員<u>又はその遺族が生活の根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p>

改正前	改正後
<p>(7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として</u>職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p>	<p>(6) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で_____職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p>
<p>(8) 省略</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあってはその全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、人事委員会と協議して規則で定める地域をいうものとする。</p>	<p>(7) 現行のとおり <u>(削る)</u></p>
<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、<u>その</u>職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職_____、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、<u>当該</u>職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p>
<p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～4 省略 <u>(加える)</u></p>	<p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～4 現行のとおり</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例等に特別の定めがある場合その他区費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p>

改正前	改正後
<p>5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に、第4条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を、旅費として支給することができる。</p>	<p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により、旅費の支給を受けることができる者 _____ が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他足立区職員旅費支給規程（昭和50年足立区訓令甲第26号。以下「区規程」という。）で定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で区規程で定めるものを旅費として支給することができる。</p>
<p>6 第1項、第2項及び第4項 の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給する。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）によってこれをし</p>	<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で区規程で定める金額を旅費として支給する。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。</p> <p>（1）～（2） 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を _____ する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に区規程で定める</p>

改正前	改正後
<p>なければならない。ただし、旅行命令簿等によるいとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。</p>	<p>事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</p>
<p>(加える)</p>	<p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p>
<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、任命権者が定める。 (旅行命令等に従わない旅行)</p>	<p>6 旅行命令簿等の_____様式は、区規程で定める。 (旅行命令等に従わない旅行)</p>
<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下二の条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>3 旅行者は、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p>	<p>3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p>
<p>(旅費の種類)</p>	<p>(削る)</p>
<p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。</p>	<p>(削る)</p>
<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路</p>	<p>(削る)</p>

改正前	改正後
程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。	
6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。	<u>(削る)</u>
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額の範囲内の実費額により支給する。	<u>(削る)</u>
8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。	<u>(削る)</u>
9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。	<u>(削る)</u>
10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。	<u>(削る)</u>
11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。	<u>(削る)</u>
12 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。	<u>(削る)</u>
13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。	<u>(削る)</u>
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	第6条 旅費は、 <u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして</u> 、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。	<u>(削る)</u>
第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。	<u>(削る)</u>
2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除	<u>(削る)</u>

改正前	改正後
<u>算する。</u>	
<u>第10条 削除</u>	(削る)
第11条 1日の旅行において、旅行雑費定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費を支給する。	(削る)
<u>第12条 削除</u>	(削る)
第13条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。	(削る)
(旅費の請求及び精算)	(旅費の請求及び精算)
第13条の2 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書_____に必要な書類	第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。
2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。	2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。	3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
(加える)	4 請求書等又は資料が電磁的記録で作成されている場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により提出することができる。
	5 前項の規定により請求書等又は資料の提出が電磁的方法により行われた

改正前	改正後
	<u>ときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該請求書等又は資料を提出したものとみなす。</u>
4 第1項に規定する <u>請求書又は精算書及び必要な添付書類</u> の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、 <u>任命権者が定める</u> 。	6 <u>請求書等及び必要な資料</u> の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、 <u>区規程で定める</u> 。 <u>(旅費の種類)</u>
<u>(加える)</u>	<u>第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費とし、これらの内容については、次条から第21条までの規定に定めるところによる。</u>
<u>第2章 内国旅行の旅費</u>	<u>(削る)</u>
<u>(近接地内旅費)</u>	<u>(削る)</u>
第14条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。	<u>(削る)</u>
(1) 鉄道賃、船賃及び車賃	<u>(削る)</u>
(2) 公務上の緊急の必要その他やむを得ない事情により通信費を要した場合には、別表第1の旅行雑費定額	<u>(削る)</u>
(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には次に規定する宿泊料	<u>(削る)</u>
ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、別表第1の食卓料定額に相当する額	<u>(削る)</u>
イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額	<u>(削る)</u>
(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所又は居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料	<u>(削る)</u>
第15条 削除	<u>(削る)</u>

改正前	改正後
(近接地外旅費)	<u>(削る)</u>
第16条 近接地外の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。	<u>(削る)</u>
(鉄道賃)	(鉄道賃)
第17条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。	第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他区規程で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
(1) 乗車に要する運賃	(1) 運賃
(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金	(2) 急行料金
(3) 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金	(3) 寝台料金
(4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合は、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金	(4) 座席指定料金
(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金	(5) 特別車両料金
(加える)	(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。	2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

改正前	改正後
(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル(任命権者が認める場合にあっては片道50キロメートル)以上のもの	<u>(削る)</u>
(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの	<u>(削る)</u>
3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。	<u>(削る)</u>
(船賃) 第18条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。	(船賃) 第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他区規程で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃	(1) 運賃
(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃	<u>(削る)</u>
(3) 前2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 第1号の規定に該当する場合には、最上級の直近下位の級の運賃 イ 第2号の規定に該当する場合には、最上級の運賃	<u>(削る)</u>
(4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃	<u>(削る)</u>
(5) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金	(2) 寝台料金
(6) 公務上の必要により、第4号に規定する船舶で特別船室を利用した場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特	(3) 座席指定料金

改正前	改正後
<u>別船室料金</u>	
(7) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、 前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 (加える)	(4) 特別船室料金
2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃 を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、 同一階級内の最上級の運賃による。	(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の 等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であ って運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。
(航空賃) 第19条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。	(航空賃) 第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に 規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当する ものその他区規程で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要す る費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、 第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必 要とするものに限る。)の額の合計額とする。
(加える)	(1) 運賃
(加える)	(2) 座席指定料金
(加える)	(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用
(加える)	2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機 により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
(加える)	3 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機によ り著しく長時間にわたる移動として区規程で定めるものをするときは、前 項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる運賃の額の上限を最下級の 直近上位の級の運賃の額とすることができます。
(車賃) 第20条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他 やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キ	(その他の交通費) 第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要 する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる

改正前	改正後
ロメートルにつき37円とする。	費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により <u>当該費用の額を算定することができない場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。</u>
(加える)	(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
(加える)	(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
(加える)	(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
2 省略 (旅行雑費)	(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
第21条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。 (宿泊料)	2 現行のとおり (削る) (宿泊費)
第22条 宿泊料の額は、別表第1の定額の範囲内の実費額による。	第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として区規程で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 (1) 内国旅行 省令別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額 (2) 外国旅行 省令別表第2の2の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額 (削る)
2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要	

改正前	改正後
<p>する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り支給する。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第23条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合、又は宿泊料を要するがその宿泊料に食事代が含まれない場合に限り、支給する。</p> <p>(加える)</p>	<p>(削る)</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費(第18条において「交通費」という。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>(1) 内国旅行 省令別表第3の1の表の宿泊手当の欄に定める額</p> <p>(2) 外国旅行 省令別表第3の2の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の宿泊手当の欄に定める額</p> <p>(転居費)</p> <p>第16条 転居費は、本邦における赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。</p> <p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数又は1者(複数の運送業者に見積りをさせることができない特別の事情があると認められる場合に限る。)の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なも</p>
<p>(加える)</p> <p>(移転料)</p> <p>第24条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額</p>	

改正前	改正後
(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額	のを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。 (削る)
(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額 (赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)	
2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の別表第1の額が、職員が赴任した際の移転料の別表第1の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の別表第1の額を基礎として計算する。	2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。
3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。 (着後手当)	(削る) (着後滞在費)
第25条 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。	第17条 着後滞在費は、本邦における赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。
(扶養親族移転料)	(家族移転費)
第26条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。	第18条 家族移転費は、本邦における赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。 (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通

改正前	改正後
<p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</p>	<p>費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(削る)</p>
<p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p>	<p>(削る)</p>
<p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第24条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p>	<p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</p>
<p>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子の赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>
<p>（退職者等の旅費）</p>	<p>(削る)</p>
<p>第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p>	<p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p>ア <u>退職等となった日</u>（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費</p> <p>イ <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費</u></p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費 (遺族の旅費)</p> <p>第27条の2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から居住地までの往復に要する旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 外国旅行の旅費 (本邦通過の場合の旅費)</p> <p>第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により、本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの旅行雑費及び食卓料又は本邦に到着した日までの旅行雑費及び食卓料については、本章に規定するところに</p>	<p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p>よる。</p> <p>(鉄道賃)</p>	<p>(削る)</p>
<p>第29条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。</p>	
<p>(1) 運賃の等級を3以上階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</p>	<p>(削る)</p>
<p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</p>	<p>(削る)</p>
<p>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p>	<p>(削る)</p>
<p>(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃</p>	<p>(削る)</p>
<p>(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金</p>	<p>(削る)</p>
<p>(船賃)</p>	<p>(削る)</p>
<p>第30条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(1) 運賃の等級を2以上階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃（最下級の運賃による場合を除く。）</p>	<p>(削る)</p>
<p>ア 運賃の等級を2以上階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃</p>	<p>(削る)</p>
<p>イ アの最上級の運賃を更に4以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の2階級下位の級の運賃</p>	<p>(削る)</p>
<p>ウ アの最上級の運賃を更に3に区分する船舶による旅行の場合は、下級の運賃</p>	<p>(削る)</p>

改正前	改正後
<u>エ アの最上級の運賃を更に2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u>	(削る)
<u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u>	(削る)
<u>(3) 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u>	(削る)
<u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u>	(削る)
<u>(航空賃及び車賃)</u>	(削る)
<u>第31条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u>	(削る)
<u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、下級の運賃</u>	(削る)
<u>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u>	(削る)
<u>(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃</u>	(削る)
<u>2 車賃の額は、実費額による。</u>	(削る)
<u>(旅行雑費、宿泊料及び食卓料)</u>	(削る)
<u>第32条 旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u>	(削る)
<u>2 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の範囲内の実費額による。</u>	(削る)
<u>3 食卓料の額は、別表第2の定額による。</u>	(削る)
<u>4 第22条第2項及び第23条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u>	(削る)
<u>第33条 削除</u>	(削る)
<u>(渡航手数料)</u>	(渡航雑費)

改正前	改正後
<p>第34条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料及び入出国税の実費額による。</p> <p>(死亡手当)</p> <p>第35条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、別表第2の定額による。</p>	<p>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして区規程で定める費用の額とする。</p> <p>(死亡手当)</p>
<p>2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第27条の2第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</p>	<p>第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、区規程で定める定額とする。</p> <p>(削る)</p>
<p>3 遺族が前2項に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、第27条の2第2項の規定を準用する。</p> <p>(外国の同一地域内旅行の旅費)</p>	<p>(削る)</p>
<p>第36条 外国の同一地域内における旅行の旅費については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p> <p>(加える)</p> <p>(退職者等の旅費)</p>	<p>(削る)</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第21条 旅行雑費は、内国旅行において公務上特に必要な雑費として区規程で定めるものとし、その額は、区規程で定める定額とする。</p> <p>(退職者等の旅費)</p>
<p>第36条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</p> <p>加える</p> <p>(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相</p>	<p>第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条第2項第1号に規定する場合に該当するときは、次に掲げる旅費</p> <p>ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の</p>

改正前	改正後
<u>当の旅費</u>	<u>例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u>
(2) <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費</u>	<u>イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u>
ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。	<u>(削る)</u>
イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費	<u>(削る)</u>
2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた地が本邦である場合において同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第27条第1号の規定に準じて計算した旅費とする。	<u>(2) 第3条第2項第4号に規定する場合に該当するときは、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費</u>
3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。	<u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u>
	<u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u>
	<u>(遺族等の旅費)</u>
	<u>第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて区規程で定めるものとする。</u>
	<u>(旅費の支給額の上限)</u>
	<u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費</u>

改正前	改正後
	<p>用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第6条、第13条、第14条、第16条第1項、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(旅費の調整)</p>
<p>第4章 雜則</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第37条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p>	<p>第25条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p>
<p>2 省略</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第38条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条_____の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。</p> <p>(加える)</p>	<p>2 現行のとおり</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、</p>

改正前	改正後
(加える)	当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。 (旅費の返納) 第27条 支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく命令に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。
(加える)	2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
(加える) (実施細目)	3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。 (委任) 第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。
付 則 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に行われた旅費に関する処分、手続その他の行為は、この条例によつて行われたものとみなす。 3 地方公務員法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。 付 則（平成12年12月22日条例第114号） この条例は、平成13年1月6日から施行する。 付 則（平成18年3月24日条例第12号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。 付 則（平成23年3月16日条例第7号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。 付 則（平成28年3月25日条例第14号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。	付 則 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に行われた旅費に関する処分、手續その他の行為は、この条例によつて行われたものとみなす。 3 地方公務員法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。 付 則（平成12年12月22日条例第114号） この条例は、平成13年1月6日から施行する。 付 則（平成18年3月24日条例第12号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。 付 則（平成23年3月16日条例第7号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。 付 則（平成28年3月25日条例第14号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。

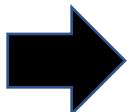
改正前	改正後
<p>付 則（令和2年3月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年6月28日条例第20号） この条例は、令和5年7月1日から施行する。</p>	<p>付 則（令和2年3月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和5年6月28日条例第20号） この条例は、令和5年7月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u></p> <p>2 改正後の足立区職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の足立区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。</p> <p>4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。</p>

改正前								改正後																																			
別表第1 内国旅行の旅費（第14条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条関係）								(削る)																																			
(1) 旅行雑費、宿泊料及び食卓料																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>旅行雑費（1日につき）</th><th>宿泊料（1夜につき）</th><th>食卓料（1夜につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100円</td><td>1万1,800円</td><td>2,600円</td></tr> </tbody> </table>								区分	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	支給額	100円	1万1,800円	2,600円																												
区分	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）																																								
支給額	100円	1万1,800円	2,600円																																								
(2) 移転料																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>鉄道50キロメートル未満以上</th><th>鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</th><th>鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</th><th>鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</th><th>鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</th><th>鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</th><th>鉄道2,000キロメートル以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転料額</td><td>12万6,000円</td><td>14万4,000円</td><td>17万8,000円</td><td>22万円</td><td>29万2,000円</td><td>30万6,000円</td><td>32万8,000円</td><td>38万1,000円</td></tr> </tbody> </table>								区分	鉄道50キロメートル未満以上	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上	移転料額	12万6,000円	14万4,000円	17万8,000円	22万円	29万2,000円	30万6,000円	32万8,000円	38万1,000円																			
区分	鉄道50キロメートル未満以上	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上																																				
移転料額	12万6,000円	14万4,000円	17万8,000円	22万円	29万2,000円	30万6,000円	32万8,000円	38万1,000円																																			
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。																																											
別表第2 外国旅行の旅費（第32条、第35条関係）																																											
(1) 旅行雑費、宿泊料及び食卓料																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">旅行雑費（1日につき）</th><th colspan="4">宿泊料（1夜につき）</th><th rowspan="2">食卓料（1夜につき）</th></tr> <tr> <th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>丙地方</th><th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>丙地方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>3,600円</td><td>3,100円</td><td>2,500円</td><td>2,250円</td><td>2万2,500円</td><td>1万8,800円</td><td>1万5,100円</td><td>1万3,500円</td><td>6,700円</td></tr> </tbody> </table>																区分	旅行雑費（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	支給額	3,600円	3,100円	2,500円	2,250円	2万2,500円	1万8,800円	1万5,100円	1万3,500円	6,700円
区分	旅行雑費（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）																																		
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																																			
支給額	3,600円	3,100円	2,500円	2,250円	2万2,500円	1万8,800円	1万5,100円	1万3,500円	6,700円																																		

改正前	改正後				
□□□□□ 円 円 円 円					
備考					
<p>1 指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。</p>					
(2) 死亡手当					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>死亡手当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>52万円</td></tr> </tbody> </table>		区分	死亡手当	支給額	52万円
区分	死亡手当				
支給額	52万円				

第135号議案説明資料

令和7年12月4日

件名	足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例																																				
所管部課名	総務部 人事課																																				
内 容	<p>1 概要 令和7年特別区人事委員会勧告（特別区職員労働組合連合会と妥結）どおり、特定任期付職員の給料表及び特別給（期末手当・勤勉手当）の改定について、23区同様の内容で条例の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）給料表（第4条）の改定</p> <div style="text-align: center;"><table border="1"><thead><tr><th colspan="2">【現行】</th></tr><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>433,000</td></tr><tr><td>3</td><td>483,000</td></tr><tr><td>4</td><td>544,000</td></tr><tr><td>5</td><td>614,000</td></tr><tr><td>6</td><td>697,000</td></tr><tr><td>7</td><td>789,000</td></tr></tbody></table><table border="1"><thead><tr><th colspan="2">【改正後】</th></tr><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>408,000</td></tr><tr><td>2</td><td>451,000</td></tr><tr><td>3</td><td>503,000</td></tr><tr><td>4</td><td>566,000</td></tr><tr><td>5</td><td>639,000</td></tr><tr><td>6</td><td>725,000</td></tr><tr><td>7</td><td>821,000</td></tr></tbody></table></div> <p>（2）期末手当・勤勉手当（第5条）の改定</p> <p>ア 年間の支給月数を0.05月（常勤職員3.85月→3.90月）引上げる。</p> <p>イ 支給月数の引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 2の（1）については、令和7年4月1日に遡及して適用する。 2の（2）については、令和7年12月1日に遡及して適用する。</p>	【現行】		号給	給料月額	1	392,000	2	433,000	3	483,000	4	544,000	5	614,000	6	697,000	7	789,000	【改正後】		号給	給料月額	1	408,000	2	451,000	3	503,000	4	566,000	5	639,000	6	725,000	7	821,000
【現行】																																					
号給	給料月額																																				
1	392,000																																				
2	433,000																																				
3	483,000																																				
4	544,000																																				
5	614,000																																				
6	697,000																																				
7	789,000																																				
【改正後】																																					
号給	給料月額																																				
1	408,000																																				
2	451,000																																				
3	503,000																																				
4	566,000																																				
5	639,000																																				
6	725,000																																				
7	821,000																																				

<参考>

1 一般任期付職員と特定任期付職員の比較

	一般任期付職員	特定任期付職員
根拠法令	任期付法第3条第2項	任期付法第3条第1項
採用することができる場合	専門的知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合や専門的な知識経験を活用することが一定期間に限られる場合など	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合
任期	5年を超えない範囲内	
採用の方法	任命権者の選考（人事委員会の承認）による	
職務上の段階	管理職層、一般職層	管理職層
給与制度	通常職員と同様の給与制度が適用される。	通常職員とは別の給料表（2の（1））が適用され、一般任期付職員より高い給与水準を設定することが可能。

2 他自治体の採用例

- (1) IT関係 (ICT分野の高度な専門的知識、経験を有するなど)
- (2) 法務・訴訟関係 (弁護士としての実務経験を有するなど)
- (3) 危機管理関係 (自衛隊での職務経験、災害時等での現場対応の知識経験を有するなど)

※ 足立区では採用実績なし

足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	第一条による改正（公布の日施行）
<p>足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>第1条～第4条 省略 (特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、<u>同条例</u>第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年足立区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、<u>同条例</u>第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、<u>同条例</u>第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、<u>同条例</u>第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の135</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の92.5</u>」と、<u>同条例</u>第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第6条 給与条例第5条、第6条、第9条から第13条まで<u>及び第15条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 省略</p> <p>第7条 省略</p>	<p>足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>第1条～第4条 現行のとおり (特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、<u>給与条例</u>第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年足立区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、<u>給与条例</u>第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、<u>給与条例</u>第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、<u>給与条例</u>第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例</u>第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第6条 給与条例第5条、第6条、第9条から第13条まで、<u>第15条及び第32条の2</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 現行のとおり</p> <p>第7条 現行のとおり</p>

改正前		第一条による改正（公布の日施行）	
別表第1（第4条関係） 特定任期付職員給料表		別表第1（第4条関係） 特定任期付職員給料表	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	392,000	1	408,000
2	433,000	2	451,000
3	483,000	3	503,000
4	544,000	4	566,000
5	614,000	5	639,000
6	697,000	6	725,000
7	789,000	7	821,000

第一条による改正後の条例案	第二条による改正案（令和8年4月1日施行）
<p>(特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年足立区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の95</u>」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年足立区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100.125</u>」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては<u>100分の136.25</u>」とあるのは「特定任期付職員にあっては<u>100分の93.75</u>」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>3 第1条の規定（第5条の改正規定に限る。）による改正後の足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。 (給与の内扱)</p> <p>4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定（第5条</p>

第一条による改正後の条例案	第二条による改正案（令和8年4月1日施行）
	<p><u>の改正規定を除く。）による改正前の足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>

第136号議案説明資料

令和7年12月4日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例									
所管部課名	総務部 人事課									
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和7年特別区人事委員会勧告（特別区職員労働組合連合会と妥結）どおり、職員の給与改定について、23区同様の内容で条例の改正を行う。</p> <p>本年も職員給与が民間給与を下回っており、公民較差（3.80%、14,860円）を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の月例給の引上げ改定を行う。</p> <p>特別給（期末手当・勤勉手当）についても、年間支給月数が民間の特別給（賞与）の支給割合を0.07月下回っているため、引上げ改定を行う。</p> <p>※ 職員の平均年間給与は約276,000円の増 また、令和6年人事院勧告に伴う、通勤手当の上限改定を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 給料表（第5条）の改定</p> <p>ア 全ての級及び号給で引上げる。 イ 初任給を引上げる。</p> <p>【例】行政職給料表（一）の初任給</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>地域手当を含む 給与月額</th><th>給料月額（改定額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>I類（大卒相当）</td><td>278,400円</td><td>232,000円（+12,000円）</td></tr><tr><td>III類（高卒相当）</td><td>240,360円</td><td>200,300円（+18,300円）</td></tr></tbody></table> <p>(2) 期末手当・勤勉手当（第29条・第30条）の改定 別紙1のとおり</p> <p>ア 年間の支給月数を0.05月（常勤職員4.85月→4.90月）、（再任用職員2.55月→2.60月）引上げる。 イ 支給月数の引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。</p> <p>(3) 通勤手当（第16条）の改定</p> <p>ア 通勤手当の上限を改定する（現行月額55,000円→150,000円）。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙2のとおり</p>		地域手当を含む 給与月額	給料月額（改定額）	I類（大卒相当）	278,400円	232,000円（+12,000円）	III類（高卒相当）	240,360円	200,300円（+18,300円）
	地域手当を含む 給与月額	給料月額（改定額）								
I類（大卒相当）	278,400円	232,000円（+12,000円）								
III類（高卒相当）	240,360円	200,300円（+18,300円）								

4 施行年月日

2の（1）のアとイについては、令和7年4月1日に遡及して適用する。

2の（2）については、令和7年12月1日に遡及して適用する。

2の（3）については、令和8年4月1日に適用する。

令和7年度及び令和8年度以降の期末手当・勤勉手当の支給月数について

現行の期末手当及び勤勉手当					
(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員(会計)	期末	1.25	1.25	2.50
	勤勉	1.175	1.175	2.35	4.85
管理職員	期末	1.075	1.075	2.15	4.85
	勤勉	1.35	1.35	2.70	
		2.425	2.425		

令和7年度の期末手当及び勤勉手当 【第1条による改正後(公布の日から施行)】					
(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員(会計)	期末	1.25	1.275 +0.025	2.525
	勤勉	1.175	1.20 +0.025	2.375	4.90
管理職員	期末	1.075	1.10 +0.025	2.175	4.90
	勤勉	1.35	1.375 +0.025	2.725	
		2.425	2.475		

令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当 【第2条による改正後(令和8年4月1日施行)】					
(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員(会計)	期末	1.2625	1.2625	2.525
	勤勉	1.1875	1.1875	2.375	4.90
管理職員	期末	1.0875	1.0875	2.175	4.90
	勤勉	1.3625	1.3625	2.725	
		2.45	2.45		

(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員	期末	0.70	0.70	1.40
	勤勉	0.575	0.575	1.15	2.55
管理職員	期末	0.6125	0.6125	1.225	2.55
	勤勉	0.6625	0.6625	1.325	
		1.275	1.275		

(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員	期末	0.70	0.725 +0.025	1.425
	勤勉	0.575	0.60 +0.025	1.175	2.60
管理職員	期末	0.6125	0.6375 +0.025	1.25	2.60
	勤勉	0.6625	0.6875 +0.025	1.35	
		1.275	1.325		

(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員	期末	0.7125	0.7125	1.425
	勤勉	0.5875	0.5875	1.175	2.60
管理職員	期末	0.625	0.625	1.25	2.60
	勤勉	0.675	0.675	1.35	
		1.30	1.30		

※ 会計年度任用職員については、「暫定再任用・定年前再任用短時間職員以外の職員」の「一般職員」と同様。

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	第1条による改正案（公布の日施行）
○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号	○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号
第1条～第10条 省略 (初任給調整手当) 第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>31万5,200円</u> (2)～(3) 省略 2～3 省略 第12条～第28条 省略 (期末手当) 第29条 省略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とある	第1条～第10条 現行のとおり (初任給調整手当) 第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものに <u>あつては</u> 、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>32万6,900円</u> (2)～(3) 現行のとおり 2～3 現行のとおり 第12条～第28条 現行のとおり (期末手当) 第29条 現行のとおり 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあ

改正前								第1条による改正案（公布の日施行）										
のは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。								るのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。										
4～5 省略								4～5 現行のとおり										
第29条の2～第29条の3 省略 (勤勉手当)								第29条の2～第29条の3 現行のとおり (勤勉手当)										
第30条 省略								第30条 現行のとおり										
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては <u>100分の135</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。								2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。										
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。								3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。										
4～6 省略								4～6 現行のとおり										
第31条～第34条 省略								第31条～第34条 現行のとおり										
別表第1（第5条関係）								別表第1（第5条関係）										
ア 行政職給料表（一）								ア 行政職給料表（一）										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額							
		定年再任用短時間勤務職員以外の	1	177,400	231,500	254,100	276,700			303,500	379,400	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
			2	178,500	232,400	255,500	278,600			305,700	382,000	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
			3	179,600	233,300	256,900	280,500			307,900	384,600	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
			4	180,800	234,300	258,300	282,400			310,100	387,200	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
		務員以外の	5	182,000	235,300	259,800	284,400			312,400	389,900	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
			6	183,200	236,400	261,400	286,300			314,600	392,600	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
7	184,400		237,500	263,000	288,200	316,900	395,300	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400				

改正前								第1条による改正案（公布の日施行）							
職員	8	185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100	職員	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900		9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
10	188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800		
11	189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600		
12	190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400		
13	192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200		
14	193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000		
15	195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800		
16	196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600		
17	198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500		
18	199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400		
19	201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300		
20	203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200		
21	205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100		
22	207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100		
23	208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200		
24	210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200		
25	212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200		
26	214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900		
27	216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700		
28	218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400		
29	220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000		
30	220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600		
31	221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100		
32	222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500		
33	223,000	276,200	312,600	342,200	380,300	467,700	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700		
34	223,800	277,600	314,400	344,200	382,800	469,800	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800		

改正前								第1条による改正案（公布の日施行）							
	35	224,600	279,000	316,200	346,200	385,100	471,800		35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	225,500	280,400	318,000	348,300	387,400	473,900		36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	226,400	281,900	319,800	350,400	389,800	475,800		37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	227,300	283,300	321,600	352,500	392,200	477,600		38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
	39	228,300	284,700	323,400	354,600	394,500	479,200		39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
	40	229,200	286,100	325,200	356,600	396,700	480,800		40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700
	41	230,300	287,400	327,000	358,600	398,900	482,300		41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
	42	231,400	288,700	328,800	360,600	401,200	483,800		42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
	43	232,600	290,100	330,600	362,600	403,400	485,200		43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
	44	233,800	291,500	332,400	364,500	405,600	486,600		44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
	45	235,100	292,800	334,100	366,400	407,700	487,900		45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
	46	236,200	294,100	335,800	368,200	409,700	489,300		46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
	47	237,300	295,500	337,500	370,100	411,700	490,500		47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
	48	238,500	296,800	339,300	372,000	413,600	491,700		48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
	49	239,800	298,200	341,100	373,900	415,500	492,800		49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
	50	240,900	299,600	342,800	375,700	417,200	494,000		50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
	51	242,000	300,900	344,500	377,600	418,800	495,000		51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
	52	243,200	302,200	346,200	379,300	420,200	496,000		52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
	53	244,400	303,500	348,000	381,000	421,600	497,000		53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
	54	245,500	304,800	349,700	382,700	423,000	497,900		54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
	55	246,600	306,100	351,400	384,400	424,300	498,800		55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
	56	247,800	307,400	353,000	385,900	425,400	499,700		56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
	57	249,000	308,700	354,600	387,400	426,500	500,500		57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
	58	250,100	310,000	356,200	388,900	427,600	501,300		58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
	59	251,200	311,200	357,800	390,400	428,700	502,100		59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
	60	252,400	312,500	359,400	391,900	429,600	502,800		60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
	61	253,600	313,800	361,000	393,300	430,500	503,500		61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400

改正前								第1条による改正案（公布の日施行）							
	62	254,700	315,100	362,600	394,600	431,400	504,200		62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
	63	255,900	316,400	364,100	395,900	432,200	504,800		63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
	64	257,100	317,700	365,600	397,100	433,000	505,400		64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
	65	258,200	318,900	367,100	398,200	433,800	506,000		65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
	66	259,300	320,200	368,600	399,200	434,500	506,600		66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
	67	260,500	321,500	370,100	400,200	435,300	507,100		67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
	68	261,600	322,800	371,500	401,200	436,000	507,600		68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
	69	262,800	324,000	372,900	402,200	436,600	508,100		69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
	70	263,900	325,300	374,200	403,000	437,300	508,600		70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
	71	265,100	326,600	375,500	403,900	437,900	509,100		71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
	72	266,200	327,800	376,700	404,700	438,500	509,600		72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
	73	267,400	329,100	377,800	405,500	439,000	510,100		73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
	74	268,500	330,300	378,800	406,200	439,500	510,600		74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
	75	269,600	331,500	379,800	406,900	440,000	511,100		75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
	76	270,800	332,600	380,700	407,600	440,600	511,600		76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
	77	272,000	333,700	381,700	408,300	441,200	512,100		77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
	78	273,100	334,800	382,600	408,900	441,800	512,600		78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
	79	274,300	335,800	383,500	409,600	442,400	513,100		79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
	80	275,500	336,800	384,200	410,200	442,800	513,600		80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500
	81	276,600	337,600	385,000	410,800	443,300	514,100		81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000
	82	277,800	338,500	385,800	411,300	443,800	514,600		82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
	83	278,900	339,300	386,500	411,800	444,300	515,100		83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000
	84	280,000	340,100	387,100	412,300	444,800	515,600		84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500
	85	281,200	340,700	387,800	412,800	445,300	516,100		85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
	86	282,300	341,400	388,400	413,200	445,800	516,600		86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
	87	283,500	342,000	389,000	413,700	446,200	517,100		87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
	88	284,600	342,600	389,500	414,200	446,700	517,600		88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500

改正前									第1条による改正案（公布の日施行）							
									89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000	
	89	285,800	343,200	390,000	414,600	447,200	518,100		89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000	
	90	287,000	343,800	390,500	415,100	447,700			90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200		
	91	288,100	344,400	391,000	415,600	448,200			91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700		
	92	289,200	344,900	391,500	416,000	448,700			92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200		
	93	290,400	345,400	392,000	416,400	449,100			93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600		
	94	291,600	345,900	392,500	416,900	449,600			94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100		
	95	292,800	346,400	393,000	417,400	450,100			95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600		
	96	293,900	346,900	393,500	417,800	450,600			96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100		
	97	295,000	347,400	393,900	418,200	451,100			97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600		
	98	296,200	347,800	394,300	418,600	451,600			98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100		
	99	297,400	348,300	394,800	419,000	452,100			99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600		
	100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600			100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100		
	101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100			101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600		
	102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600			102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100		
	103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100			103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600		
	104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600			104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100		
	105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100			105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600		
	106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600			106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100		
	107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100			107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600		
	108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600			108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100		
	109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100			109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600		
	110	308,200	353,200	399,600	423,400				110	316,700	362,600	412,100	437,400			
	111	309,000	353,600	400,000	423,800				111	317,400	363,000	412,500	437,800			
	112	309,800	354,000	400,400	424,200				112	318,100	363,400	412,900	438,200			
	113	310,400	354,400	400,800	424,600				113	318,700	363,800	413,300	438,600			
	114	311,100	354,800	401,200	425,000				114	319,400	364,200	413,700	439,000			
	115	311,700	355,200	401,600	425,400				115	320,000	364,600	414,100	439,400			

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）								
		116	312,300	355,600	402,000	425,800			116	320,600	365,000	414,500	439,800		
		117	312,800	356,000	402,400	426,200			117	321,100	365,400	414,900	440,200		
		118	313,300	356,400	402,800	426,600			118	321,600	365,800	415,300	440,600		
		119	313,700	356,800	403,200	427,000			119	322,000	366,200	415,700	441,000		
		120	314,100	357,200	403,600	427,400			120	322,400	366,600	416,100	441,400		
		121	314,400	357,600	404,000	427,800			121	322,700	367,000	416,500	441,800		
		122	314,800		404,400	428,200			122	323,100		416,900	442,200		
		123	315,200		404,800	428,600			123	323,500		417,300	442,600		
		124	315,600		405,200	429,000			124	323,900		417,700	443,000		
		125	316,000		405,600	429,400			125	324,300		418,100	443,400		
		126	316,300		406,000	429,800			126	324,600		418,500	443,800		
		127	316,700		406,400	430,200			127	325,000		418,900	444,200		
		128	317,100		406,800	430,600			128	325,400		419,300	444,600		
		129	317,500		407,200	431,000			129	325,800		419,700	445,000		
		130	317,900		407,600				130	326,200		420,100			
		131	318,300		408,000				131	326,600		420,500			
		132	318,700		408,400				132	327,000		420,900			
		133	319,000		408,800				133	327,300		421,300			
		134	319,400						134	327,700					
		135	319,700						135	328,000					
		136	320,000						136	328,300					
		137	320,300						137	328,600					
		138	320,600						138	328,900					
		139	320,900						139	329,200					
		140	321,200						140	329,500					
		141	321,500						141	329,800					
		142	321,800						142	330,100					

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	143	322,100						143	330,400				
	144	322,400						144	330,700				
	145	322,700						145	331,000				
	146	323,000						146	331,300				
	147	323,300						147	331,600				
	148	323,600						148	331,900				
	149	323,900						149	332,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
	200,400	235,400	274,000	292,100	316,600	384,100		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職	1	円 161,800	円 225,100	円 242,000	円 248,600
	2	円 162,500	円 226,000	円 243,600	円 250,200
	3	円 163,200	円 227,300	円 245,200	円 251,900
	4	円 163,900	円 228,600	円 246,900	円 253,600
員以外 の職員	5	円 164,600	円 229,900	円 248,500	円 255,400
	6	円 165,300	円 231,300	円 250,100	円 257,000
	7	円 166,000	円 232,600	円 251,700	円 258,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職	1	円 178,900	円 238,400	円 254,700	円 262,200
	2	円 179,600	円 239,200	円 256,300	円 263,900
	3	円 180,300	円 240,500	円 257,900	円 265,500
	4	円 181,000	円 241,900	円 259,500	円 267,300
員以外 の職員	5	円 181,700	円 243,200	円 261,200	円 269,000
	6	円 182,400	円 244,500	円 262,700	円 270,700
	7	円 183,100	円 245,800	円 264,400	円 272,400

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）							
	8	166,700	233,900	253,300	260,500		8	183,800	247,200	266,000	274,200	
	9	167,400	235,300	255,200	262,300		9	184,500	248,600	267,700	275,900	
	10	168,100	237,200	257,000	264,000		10	185,200	250,400	269,600	277,700	
	11	168,800	239,000	259,000	265,800		11	185,900	252,300	271,700	279,400	
	12	169,500	240,800	261,100	267,500		12	186,600	254,100	273,800	281,200	
	13	170,200	242,700	263,100	269,200		13	187,300	256,000	275,600	282,800	
	14	171,200	244,000	264,800	270,900		14	188,300	257,300	277,500	284,500	
	15	172,200	245,200	266,400	272,600		15	189,300	258,500	279,000	286,200	
	16	173,200	246,500	267,900	274,300		16	190,300	259,800	280,600	288,000	
	17	174,200	247,800	269,500	276,100		17	191,300	261,100	282,100	289,700	
	18	175,300	249,000	271,000	277,800		18	192,200	262,300	283,700	291,500	
	19	176,400	250,300	272,600	279,500		19	193,000	263,600	285,100	293,100	
	20	177,500	251,500	274,100	281,300		20	193,900	264,800	286,600	294,900	
	21	178,700	252,600	275,700	283,100		21	194,900	266,000	288,100	296,700	
	22	179,900	253,800	277,200	285,100		22	195,900	267,100	289,600	298,700	
	23	181,100	255,000	278,800	287,300		23	196,700	268,300	291,100	300,900	
	24	182,300	256,200	280,300	289,500		24	197,600	269,400	292,600	303,100	
	25	183,400	257,400	281,900	291,700		25	198,500	270,600	294,000	305,300	
	26	184,600	258,500	283,400	293,600		26	199,500	271,600	295,500	307,100	
	27	186,000	259,700	285,000	295,400		27	200,500	272,800	297,000	309,000	
	28	187,300	260,900	286,500	297,200		28	201,500	273,800	298,400	310,700	
	29	188,500	262,100	288,000	299,100		29	202,500	275,000	299,800	312,500	
	30	190,000	263,300	289,500	300,800		30	203,600	276,100	301,200	314,200	
	31	191,500	264,500	290,900	302,600		31	204,800	277,200	302,600	316,000	
	32	192,500	265,600	292,500	304,400		32	206,000	278,200	304,000	317,700	
	33	193,500	266,800	294,000	306,200		33	207,100	279,300	305,500	319,400	
	34	195,200	267,900	295,500	308,100		34	208,300	280,400	306,900	321,200	

改正前						第1条による改正案（公布の日施行）						
	35	197,000	269,100	297,000	309,900		35	209,900	281,400	308,300	322,900	
	36	198,700	270,200	298,400	311,700		36	211,400	282,500	309,600	324,600	
	37	200,200	271,300	300,000	313,400		37	212,600	283,500	311,100	326,300	
	38	201,000	272,500	301,400	315,200		38	213,500	284,600	312,500	327,900	
	39	201,700	273,500	302,900	316,900		39	214,100	285,600	313,900	329,600	
	40	202,300	274,700	304,300	318,600		40	214,700	286,600	315,300	331,200	
	41	202,900	275,800	305,700	320,200		41	215,400	287,700	316,600	332,700	
	42	203,700	277,000	307,000	321,800		42	216,100	288,700	318,000	334,300	
	43	204,400	278,100	308,400	323,500		43	216,800	289,800	319,300	335,900	
	44	205,200	279,300	309,800	325,100		44	217,700	290,900	320,600	337,500	
	45	206,000	280,300	311,200	326,800		45	218,500	292,000	322,000	339,000	
	46	206,800	281,500	312,600	328,400		46	219,300	292,900	323,300	340,600	
	47	207,800	282,600	313,900	330,000		47	220,200	294,000	324,600	342,300	
	48	208,600	283,700	315,100	331,500		48	221,100	295,000	325,900	343,700	
	49	209,600	284,800	316,400	333,000		49	222,100	296,000	327,200	345,200	
	50	210,600	285,900	317,700	334,500		50	223,100	297,000	328,500	346,700	
	51	211,700	287,100	319,000	336,000		51	224,200	298,100	329,800	348,200	
	52	212,800	288,100	320,200	337,300		52	225,300	299,100	331,000	349,500	
	53	213,900	289,300	321,400	338,600		53	226,500	300,100	332,200	350,800	
	54	214,900	290,300	322,600	339,900		54	227,500	301,100	333,300	352,100	
	55	215,900	291,400	323,700	341,200		55	228,500	302,100	334,500	353,400	
	56	216,800	292,400	324,700	342,500		56	229,600	303,000	335,500	354,800	
	57	217,700	293,500	325,700	343,700		57	230,800	303,800	336,400	356,000	
	58	219,200	294,300	326,500	344,900		58	231,800	304,700	337,300	357,100	
	59	220,200	295,200	327,400	346,000		59	232,800	305,500	338,200	358,300	
	60	221,300	296,000	328,200	347,100		60	233,900	306,300	338,900	359,300	
	61	222,400	296,800	329,000	348,000		61	235,000	306,900	339,800	360,300	

改正前						第1条による改正案（公布の日施行）					
	62	<u>223, 400</u>	<u>297, 500</u>	<u>329, 800</u>	<u>348, 900</u>		62	<u>236, 000</u>	<u>307, 600</u>	<u>340, 600</u>	<u>361, 100</u>
	63	<u>224, 400</u>	<u>298, 200</u>	<u>330, 600</u>	<u>349, 800</u>		63	<u>237, 000</u>	<u>308, 300</u>	<u>341, 400</u>	<u>362, 000</u>
	64	<u>225, 500</u>	<u>298, 900</u>	<u>331, 200</u>	<u>350, 600</u>		64	<u>238, 100</u>	<u>308, 900</u>	<u>342, 000</u>	<u>362, 900</u>
	65	<u>226, 600</u>	<u>299, 500</u>	<u>331, 900</u>	<u>351, 500</u>		65	<u>239, 200</u>	<u>309, 300</u>	<u>342, 600</u>	<u>363, 800</u>
	66	<u>227, 600</u>	<u>300, 100</u>	<u>332, 600</u>	<u>352, 200</u>		66	<u>240, 200</u>	<u>309, 800</u>	<u>343, 300</u>	<u>364, 500</u>
	67	<u>228, 600</u>	<u>300, 600</u>	<u>333, 200</u>	<u>353, 000</u>		67	<u>241, 200</u>	<u>310, 400</u>	<u>343, 900</u>	<u>365, 200</u>
	68	<u>229, 700</u>	<u>301, 100</u>	<u>333, 700</u>	<u>353, 700</u>		68	<u>242, 200</u>	<u>310, 800</u>	<u>344, 500</u>	<u>365, 900</u>
	69	<u>230, 800</u>	<u>301, 700</u>	<u>334, 300</u>	<u>354, 400</u>		69	<u>243, 200</u>	<u>311, 300</u>	<u>345, 100</u>	<u>366, 600</u>
	70	<u>231, 800</u>	<u>302, 200</u>	<u>334, 800</u>	<u>355, 000</u>		70	<u>244, 200</u>	<u>311, 900</u>	<u>345, 600</u>	<u>367, 300</u>
	71	<u>232, 900</u>	<u>302, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>355, 600</u>		71	<u>245, 300</u>	<u>312, 400</u>	<u>346, 100</u>	<u>367, 900</u>
	72	<u>234, 000</u>	<u>303, 200</u>	<u>335, 700</u>	<u>356, 200</u>		72	<u>246, 300</u>	<u>312, 800</u>	<u>346, 500</u>	<u>368, 500</u>
	73	<u>235, 000</u>	<u>303, 600</u>	<u>336, 200</u>	<u>356, 900</u>		73	<u>247, 300</u>	<u>313, 300</u>	<u>347, 000</u>	<u>369, 100</u>
	74	<u>236, 000</u>	<u>304, 000</u>	<u>336, 600</u>	<u>357, 400</u>		74	<u>248, 300</u>	<u>313, 700</u>	<u>347, 400</u>	<u>369, 600</u>
	75	<u>237, 100</u>	<u>304, 500</u>	<u>337, 000</u>	<u>358, 000</u>		75	<u>249, 300</u>	<u>314, 200</u>	<u>347, 800</u>	<u>370, 200</u>
	76	<u>238, 100</u>	<u>304, 900</u>	<u>337, 500</u>	<u>358, 500</u>		76	<u>250, 300</u>	<u>314, 600</u>	<u>348, 200</u>	<u>370, 800</u>
	77	<u>239, 100</u>	<u>305, 400</u>	<u>337, 900</u>	<u>359, 000</u>		77	<u>251, 300</u>	<u>315, 100</u>	<u>348, 700</u>	<u>371, 300</u>
	78	<u>240, 100</u>	<u>305, 700</u>	<u>338, 300</u>	<u>359, 500</u>		78	<u>252, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>349, 100</u>	<u>371, 700</u>
	79	<u>241, 200</u>	<u>306, 200</u>	<u>338, 800</u>	<u>359, 900</u>		79	<u>253, 300</u>	<u>315, 800</u>	<u>349, 500</u>	<u>372, 100</u>
	80	<u>242, 200</u>	<u>306, 600</u>	<u>339, 200</u>	<u>360, 400</u>		80	<u>254, 300</u>	<u>316, 300</u>	<u>350, 000</u>	<u>372, 600</u>
	81	<u>243, 300</u>	<u>307, 000</u>	<u>339, 500</u>	<u>360, 800</u>		81	<u>255, 300</u>	<u>316, 700</u>	<u>350, 300</u>	<u>373, 000</u>
	82	<u>244, 300</u>	<u>307, 400</u>	<u>339, 900</u>	<u>361, 100</u>		82	<u>256, 300</u>	<u>317, 100</u>	<u>350, 700</u>	<u>373, 400</u>
	83	<u>245, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>340, 300</u>	<u>361, 600</u>		83	<u>257, 400</u>	<u>317, 500</u>	<u>351, 100</u>	<u>373, 800</u>
	84	<u>246, 400</u>	<u>308, 300</u>	<u>340, 700</u>	<u>362, 000</u>		84	<u>258, 400</u>	<u>318, 000</u>	<u>351, 500</u>	<u>374, 200</u>
	85	<u>247, 500</u>	<u>308, 700</u>	<u>341, 200</u>	<u>362, 400</u>		85	<u>259, 400</u>	<u>318, 400</u>	<u>352, 000</u>	<u>374, 600</u>
	86	<u>248, 500</u>	<u>309, 100</u>	<u>341, 600</u>	<u>362, 800</u>		86	<u>260, 400</u>	<u>318, 800</u>	<u>352, 400</u>	<u>375, 000</u>
	87	<u>249, 600</u>	<u>309, 400</u>	<u>342, 000</u>	<u>363, 200</u>		87	<u>261, 400</u>	<u>319, 100</u>	<u>352, 800</u>	<u>375, 500</u>
	88	<u>250, 700</u>	<u>309, 800</u>	<u>342, 400</u>	<u>363, 600</u>		88	<u>262, 400</u>	<u>319, 500</u>	<u>353, 200</u>	<u>375, 800</u>

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）					
	89	<u>251,700</u>	<u>310,100</u>	<u>342,700</u>	<u>363,900</u>		89	<u>263,300</u>	<u>319,800</u>	<u>353,500</u>
	90	<u>252,800</u>	<u>310,500</u>	<u>343,100</u>	<u>364,400</u>		90	<u>264,300</u>	<u>320,200</u>	<u>353,900</u>
	91	<u>253,800</u>	<u>310,800</u>	<u>343,400</u>	<u>364,800</u>		91	<u>265,300</u>	<u>320,500</u>	<u>354,200</u>
	92	<u>254,800</u>	<u>311,200</u>	<u>343,800</u>	<u>365,200</u>		92	<u>266,200</u>	<u>320,900</u>	<u>354,500</u>
	93	<u>255,900</u>	<u>311,500</u>	<u>344,100</u>	<u>365,500</u>		93	<u>267,300</u>	<u>321,200</u>	<u>354,900</u>
	94	<u>256,900</u>	<u>311,900</u>	<u>344,500</u>	<u>365,900</u>		94	<u>268,300</u>	<u>321,600</u>	<u>355,200</u>
	95	<u>258,000</u>	<u>312,200</u>	<u>344,800</u>	<u>366,200</u>		95	<u>269,300</u>	<u>321,900</u>	<u>355,600</u>
	96	<u>259,000</u>	<u>312,600</u>	<u>345,100</u>	<u>366,600</u>		96	<u>270,200</u>	<u>322,300</u>	<u>355,900</u>
	97	<u>260,100</u>	<u>312,900</u>	<u>345,500</u>	<u>366,900</u>		97	<u>271,200</u>	<u>322,600</u>	<u>356,300</u>
	98	<u>261,200</u>	<u>313,300</u>	<u>345,800</u>	<u>367,300</u>		98	<u>272,200</u>	<u>323,000</u>	<u>356,600</u>
	99	<u>262,200</u>	<u>313,600</u>	<u>346,200</u>	<u>367,600</u>		99	<u>273,100</u>	<u>323,400</u>	<u>357,000</u>
	100	<u>263,200</u>	<u>314,000</u>	<u>346,500</u>	<u>368,000</u>		100	<u>274,100</u>	<u>323,700</u>	<u>357,300</u>
	101	<u>264,300</u>	<u>314,300</u>	<u>346,900</u>	<u>368,300</u>		101	<u>275,100</u>	<u>324,100</u>	<u>357,600</u>
	102	<u>265,400</u>	<u>314,700</u>	<u>347,200</u>	<u>368,700</u>		102	<u>276,100</u>	<u>324,500</u>	<u>358,000</u>
	103	<u>266,400</u>	<u>315,100</u>	<u>347,600</u>	<u>369,000</u>		103	<u>277,100</u>	<u>324,900</u>	<u>358,300</u>
	104	<u>267,400</u>	<u>315,500</u>	<u>347,900</u>	<u>369,400</u>		104	<u>278,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,700</u>
	105	<u>268,500</u>	<u>315,900</u>	<u>348,200</u>	<u>369,700</u>		105	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>359,000</u>
	106	<u>269,500</u>	<u>316,300</u>	<u>348,600</u>	<u>370,100</u>		106	<u>280,000</u>	<u>326,100</u>	<u>359,400</u>
	107	<u>270,600</u>	<u>316,700</u>	<u>348,900</u>	<u>370,400</u>		107	<u>281,000</u>	<u>326,500</u>	<u>359,700</u>
	108	<u>271,700</u>	<u>317,100</u>	<u>349,300</u>	<u>370,800</u>		108	<u>282,000</u>	<u>326,900</u>	<u>360,100</u>
	109	<u>273,000</u>	<u>317,500</u>	<u>349,600</u>	<u>371,100</u>		109	<u>282,800</u>	<u>327,300</u>	<u>360,400</u>
	110	<u>273,800</u>	<u>317,800</u>	<u>350,000</u>	<u>371,500</u>		110	<u>283,700</u>	<u>327,600</u>	<u>360,700</u>
	111	<u>274,600</u>	<u>318,100</u>	<u>350,300</u>	<u>371,800</u>		111	<u>284,700</u>	<u>327,900</u>	<u>361,100</u>
	112	<u>275,500</u>	<u>318,400</u>	<u>350,700</u>	<u>372,100</u>		112	<u>285,500</u>	<u>328,200</u>	<u>361,400</u>
	113	<u>276,400</u>	<u>318,700</u>	<u>351,000</u>	<u>372,500</u>		113	<u>286,300</u>	<u>328,500</u>	<u>361,800</u>
	114	<u>277,300</u>	<u>319,000</u>	<u>351,400</u>	<u>372,800</u>		114	<u>287,100</u>	<u>328,800</u>	<u>362,100</u>
	115	<u>278,100</u>	<u>319,300</u>	<u>351,700</u>	<u>373,200</u>		115	<u>288,000</u>	<u>329,100</u>	<u>362,500</u>

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）							
	116	278,900	319,600	352,000	373,500		116	288,800	329,400	362,800	385,800	
	117	279,700	319,900	352,400	373,900		117	289,500	329,700	363,200	386,100	
	118	280,500	320,200	352,800	374,200		118	290,300	330,000	363,600	386,500	
	119	281,200	320,500	353,200	374,600		119	290,900	330,300	364,000	386,800	
	120	281,900	320,800	353,600	374,900		120	291,500	330,600	364,400	387,200	
	121	282,500	321,100	354,000	375,300		121	292,100	330,900	364,800	387,500	
	122	283,100	321,300	354,400			122	292,700	331,100	365,200		
	123	283,600	321,500	354,800			123	293,300	331,300	365,600		
	124	284,200	321,700	355,200			124	293,800	331,500	366,000		
	125	284,600	321,900	355,600			125	294,300	331,700	366,400		
	126	285,100	322,100	356,000			126	294,700	331,900	366,800		
	127	285,500	322,300	356,400			127	295,100	332,100	367,200		
	128	285,800	322,500	356,800			128	295,500	332,300	367,600		
	129	286,100	322,700	357,200			129	295,800	332,500	368,000		
	130	286,500	322,900	357,600			130	296,100	332,700	368,400		
	131	286,800	323,100	358,000			131	296,500	332,900	368,800		
	132	287,200	323,300	358,400			132	296,900	333,100	369,200		
	133	287,600	323,500	358,800			133	297,200	333,300	369,600		
	134	287,900	323,600	359,200			134	297,500	333,400	370,000		
	135	288,200	323,700	359,600			135	297,900	333,500	370,400		
	136	288,600	323,800	360,000			136	298,200	333,600	370,800		
	137	288,900	323,900	360,400			137	298,600	333,700	371,200		
	138	289,300	324,000	360,800			138	299,000	333,800	371,600		
	139	289,700	324,100	361,200			139	299,300	333,900	372,000		
	140	290,000	324,200	361,600			140	299,700	334,000	372,400		
	141	290,300	324,300	362,000			141	300,000	334,100	372,800		
	142	290,700	324,400	362,400			142	300,300	334,200	373,200		

改正前						第1条による改正案（公布の日施行）					
	143	<u>290,900</u>	<u>324,500</u>	<u>362,800</u>		143	<u>300,600</u>	<u>334,300</u>	<u>373,600</u>		
	144	<u>291,200</u>	<u>324,600</u>	<u>363,200</u>		144	<u>300,900</u>	<u>334,400</u>	<u>374,000</u>		
	145	<u>291,500</u>	<u>324,700</u>	<u>363,600</u>		145	<u>301,200</u>	<u>334,500</u>	<u>374,400</u>		
	146	<u>291,700</u>	<u>324,800</u>	<u>364,000</u>		146	<u>301,400</u>	<u>334,600</u>	<u>374,800</u>		
	147	<u>292,000</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>		147	<u>301,700</u>	<u>334,700</u>	<u>375,200</u>		
	148	<u>292,300</u>	<u>325,000</u>	<u>364,800</u>		148	<u>302,000</u>	<u>334,800</u>	<u>375,600</u>		
	149	<u>292,600</u>	<u>325,100</u>	<u>365,200</u>		149	<u>302,300</u>	<u>334,900</u>	<u>376,000</u>		
	150	<u>292,800</u>		<u>365,600</u>		150	<u>302,500</u>		<u>376,400</u>		
	151	<u>293,100</u>		<u>366,000</u>		151	<u>302,800</u>		<u>376,800</u>		
	152	<u>293,400</u>		<u>366,400</u>		152	<u>303,100</u>		<u>377,200</u>		
	153	<u>293,700</u>		<u>366,800</u>		153	<u>303,400</u>		<u>377,600</u>		
	154	<u>293,900</u>		<u>367,100</u>		154	<u>303,600</u>		<u>377,900</u>		
	155	<u>294,200</u>		<u>367,400</u>		155	<u>303,900</u>		<u>378,200</u>		
	156	<u>294,500</u>		<u>367,700</u>		156	<u>304,200</u>		<u>378,500</u>		
	157	<u>294,700</u>		<u>368,000</u>		157	<u>304,500</u>		<u>378,800</u>		
	158	<u>295,000</u>				158	<u>304,800</u>				
	159	<u>295,300</u>				159	<u>305,100</u>				
	160	<u>295,600</u>				160	<u>305,400</u>				
	161	<u>295,900</u>				161	<u>305,700</u>				
	162	<u>296,200</u>				162	<u>306,000</u>				
	163	<u>296,500</u>				163	<u>306,300</u>				
	164	<u>296,800</u>				164	<u>306,600</u>				
	165	<u>297,100</u>				165	<u>306,900</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定年前 再任用 短時間 勤務職	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	
		円 <u>216,300</u>	円 <u>227,500</u>	円 <u>248,600</u>	円 <u>279,800</u>		円 <u>224,600</u>	円 <u>235,900</u>	円 <u>257,800</u>	円 <u>290,200</u>	

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）				
員					員				
備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。					備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
ア 医療職給料表（一）					ア 医療職給料表（一）				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1 2 3 4	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1 2 3 4	円	円	円
		1 <u>243,400</u>	344,800	425,400			260,000	363,500	445,000
		2 <u>246,000</u>	348,100	428,200			262,400	366,900	447,800
		3 <u>248,600</u>	351,800	431,000			264,700	370,700	450,600
		4 <u>251,000</u>	355,200	433,800			266,700	374,100	453,400
	5 6 7 8	円	円	円		5 6 7 8	円	円	円
		5 <u>253,500</u>	358,800	436,800			269,000	377,800	456,400
		6 <u>256,100</u>	362,300	439,500			271,400	381,300	459,100
		7 <u>258,400</u>	365,900	442,300			273,300	385,000	461,900
		8 <u>261,100</u>	369,200	445,000			275,900	388,300	464,600
	9 10 11 12	円	円	円		9 10 11 12	円	円	円
		9 <u>263,800</u>	372,800	447,700			278,200	392,100	467,300
		10 <u>266,600</u>	376,900	450,400			281,100	396,200	470,000
		11 <u>269,600</u>	381,000	453,100			284,200	400,300	472,700
		12 <u>272,400</u>	385,000	455,800			287,100	404,300	475,400
	13 14 15 16	円	円	円		13 14 15 16	円	円	円
		13 <u>275,400</u>	388,900	458,600			290,200	408,200	478,200
		14 <u>279,300</u>	392,600	461,400			294,300	412,000	480,900
		15 <u>283,200</u>	396,200	464,200			298,300	415,700	483,700
		16 <u>286,700</u>	399,800	466,800			302,000	419,300	486,300
	17 18 19	円	円	円		17 18 19	円	円	円
		17 <u>290,300</u>	403,400	469,400			305,700	422,900	488,800
		18 <u>293,800</u>	406,200	471,900			309,300	425,700	491,300
		19 <u>297,000</u>	408,800	474,700			312,600	428,300	494,100

改正前				第1条による改正案（公布の日施行）						
	20	300,500	411,300	477,300		20	316,200	430,800	496,700	
	21	304,000	414,000	480,000		21	319,800	433,500	499,400	
	22	307,200	416,500	482,700		22	323,100	436,000	502,100	
	23	310,300	419,200	485,400		23	326,300	438,700	504,700	
	24	313,300	421,600	487,800		24	329,400	441,100	507,100	
	25	316,400	423,800	490,600		25	332,500	443,300	509,900	
	26	319,600	426,200	493,200		26	335,800	445,600	512,500	
	27	322,400	428,500	495,600		27	338,700	447,900	514,800	
	28	325,600	430,900	498,000		28	342,000	450,300	517,200	
	29	328,700	433,500	500,600		29	345,100	452,900	519,700	
	30	331,800	435,700	503,100		30	348,300	455,000	522,100	
	31	334,800	438,300	505,100		31	351,400	457,600	524,100	
	32	338,000	440,700	507,400		32	354,700	460,000	526,300	
	33	340,700	443,100	509,500		33	357,400	462,300	528,400	
	34	343,900	445,500	511,800		34	360,700	464,700	530,700	
	35	346,600	447,500	514,000		35	363,500	466,600	532,900	
	36	349,300	449,500	516,400		36	366,200	468,500	535,300	
	37	352,400	451,500	518,300		37	369,400	470,400	537,100	
	38	355,500	453,500	520,100		38	372,600	472,200	538,900	
	39	358,800	455,800	522,100		39	375,900	474,500	540,900	
	40	361,300	457,700	524,000		40	378,300	476,400	542,800	
	41	363,900	459,800	526,200		41	380,900	478,400	545,000	
	42	366,600	461,700	527,600		42	383,600	480,200	546,300	
	43	369,200	463,700	529,200		43	386,100	482,100	547,900	
	44	371,300	465,500	530,900		44	388,100	483,700	549,600	
	45	373,500	467,100	532,600		45	390,300	485,300	551,300	
	46	375,800	468,900	533,700		46	392,600	487,000	552,300	

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）				
	47	378,400	470,600	535,000		47	395,100	488,500	553,600
	48	380,700	472,200	536,100		48	397,400	490,000	554,700
	49	382,800	473,800	537,400		49	399,400	491,500	556,000
	50	384,200	475,300	538,600		50	400,800	492,800	557,200
	51	385,400	476,700	539,800		51	401,800	494,100	558,400
	52	386,600	478,000	540,900		52	403,000	495,300	559,500
	53	387,900	479,200	542,000		53	404,100	496,400	560,600
	54	389,100	480,300	543,000		54	405,300	497,400	561,600
	55	390,400	481,200	544,000		55	406,600	498,200	562,600
	56	391,700	482,100	544,900		56	407,800	499,000	563,500
	57	392,900	483,000	545,800		57	408,800	499,900	564,400
	58	394,300	483,600	546,700		58	410,200	500,500	565,300
	59	395,200	484,700	547,600		59	410,900	501,500	566,200
	60	396,400	485,800	548,600		60	411,900	502,500	567,200
	61	397,100	486,700	549,600		61	412,500	503,300	568,200
	62	398,000	487,400	550,500		62	413,200	503,900	569,100
	63	398,600	488,200	551,600		63	413,700	504,700	570,200
	64	399,400	489,000	552,600		64	414,400	505,500	571,200
	65	400,300	489,600	553,600		65	415,100	506,000	572,200
	66	400,900	490,400	554,600		66	415,700	506,800	573,200
	67	401,500	491,000	555,500		67	416,100	507,400	574,200
	68	402,400	491,700	556,500		68	416,800	508,100	575,200
	69	402,900	492,300	557,500		69	417,200	508,600	576,200
	70	403,500	492,800	558,500		70	417,600	509,100	577,200
	71	404,300	493,100	559,500		71	418,200	509,400	578,200
	72	404,900	493,600	560,400		72	418,800	509,900	579,100
	73	405,500	494,100	561,400		73	419,200	510,400	580,100

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）				
	74	<u>406, 100</u>	<u>494, 600</u>	<u>562, 400</u>		74	<u>419, 600</u>	<u>510, 900</u>	<u>581, 100</u>
	75	<u>406, 700</u>	<u>495, 000</u>	<u>563, 300</u>		75	<u>420, 000</u>	<u>511, 300</u>	<u>582, 000</u>
	76	<u>407, 400</u>	<u>495, 400</u>	<u>564, 200</u>		76	<u>420, 600</u>	<u>511, 700</u>	<u>582, 900</u>
	77	<u>408, 100</u>	<u>495, 800</u>	<u>565, 200</u>		77	<u>421, 100</u>	<u>512, 100</u>	<u>583, 900</u>
	78	<u>408, 700</u>	<u>496, 100</u>	<u>566, 100</u>		78	<u>421, 500</u>	<u>512, 400</u>	<u>584, 800</u>
	79	<u>409, 300</u>	<u>496, 500</u>	<u>567, 000</u>		79	<u>422, 000</u>	<u>512, 800</u>	<u>585, 700</u>
	80	<u>409, 900</u>	<u>497, 000</u>	<u>567, 800</u>		80	<u>422, 400</u>	<u>513, 300</u>	<u>586, 600</u>
	81	<u>410, 600</u>	<u>497, 500</u>	<u>568, 700</u>		81	<u>423, 000</u>	<u>513, 800</u>	<u>587, 500</u>
	82	<u>411, 000</u>	<u>497, 900</u>	<u>569, 500</u>		82	<u>423, 300</u>	<u>514, 200</u>	<u>588, 300</u>
	83	<u>411, 500</u>	<u>498, 300</u>	<u>570, 400</u>		83	<u>423, 600</u>	<u>514, 600</u>	<u>589, 200</u>
	84	<u>412, 200</u>	<u>498, 800</u>	<u>571, 200</u>		84	<u>424, 100</u>	<u>515, 100</u>	<u>590, 000</u>
	85	<u>413, 100</u>	<u>499, 400</u>	<u>572, 000</u>		85	<u>424, 900</u>	<u>515, 700</u>	<u>590, 800</u>
	86	<u>413, 600</u>	<u>500, 000</u>	<u>572, 800</u>		86	<u>425, 300</u>	<u>516, 300</u>	<u>591, 600</u>
	87	<u>414, 200</u>	<u>500, 500</u>	<u>573, 600</u>		87	<u>425, 900</u>	<u>516, 800</u>	<u>592, 400</u>
	88	<u>414, 900</u>	<u>500, 900</u>	<u>574, 300</u>		88	<u>426, 500</u>	<u>517, 200</u>	<u>593, 100</u>
	89	<u>415, 500</u>	<u>501, 400</u>	<u>575, 000</u>		89	<u>426, 800</u>	<u>517, 700</u>	<u>593, 900</u>
	90	<u>415, 900</u>	<u>502, 000</u>	<u>575, 700</u>		90	<u>427, 200</u>	<u>518, 300</u>	<u>594, 600</u>
	91	<u>416, 400</u>	<u>502, 500</u>	<u>576, 500</u>		91	<u>427, 700</u>	<u>518, 800</u>	<u>595, 400</u>
	92	<u>416, 900</u>	<u>503, 000</u>	<u>577, 300</u>		92	<u>428, 100</u>	<u>519, 300</u>	<u>596, 200</u>
	93	<u>417, 300</u>	<u>503, 500</u>	<u>578, 000</u>		93	<u>428, 500</u>	<u>519, 800</u>	<u>596, 900</u>
	94	<u>417, 700</u>	<u>504, 100</u>	<u>578, 800</u>		94	<u>428, 800</u>	<u>520, 400</u>	<u>597, 700</u>
	95	<u>418, 100</u>	<u>504, 600</u>	<u>579, 500</u>		95	<u>429, 200</u>	<u>520, 900</u>	<u>598, 400</u>
	96	<u>418, 600</u>	<u>505, 100</u>	<u>580, 200</u>		96	<u>429, 700</u>	<u>521, 400</u>	<u>599, 100</u>
	97	<u>419, 100</u>	<u>505, 600</u>	<u>580, 900</u>		97	<u>430, 200</u>	<u>521, 900</u>	<u>599, 800</u>
	98	<u>419, 500</u>	<u>506, 100</u>	<u>581, 500</u>		98	<u>430, 600</u>	<u>522, 400</u>	<u>600, 500</u>
	99	<u>420, 000</u>	<u>506, 600</u>	<u>582, 200</u>		99	<u>431, 100</u>	<u>522, 900</u>	<u>601, 200</u>
	100	<u>420, 400</u>	<u>507, 200</u>	<u>582, 900</u>		100	<u>431, 500</u>	<u>523, 500</u>	<u>601, 900</u>

改正前					第1条による改正案（公布の日施行）				
	101	420,800	507,700	583,600		101	431,900	524,000	602,600
	102	421,200	508,200	584,300		102	432,300	524,500	603,400
	103	421,600	508,700	584,900		103	432,700	525,000	604,000
	104	422,100	509,300	585,500		104	433,200	525,600	604,600
	105	422,600	509,800	586,300		105	433,700	526,100	605,400
	106	423,100		587,000		106	434,200		606,100
	107	423,600		587,700		107	434,700		606,900
	108	424,100		588,400		108	435,200		607,600
	109	424,500		589,000		109	435,600		608,200
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円 <u>299,200</u>	基準給料月額 円 <u>360,900</u>	基準給料月額 円 <u>422,200</u>		定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円 <u>312,600</u>	基準給料月額 円 <u>377,200</u>	基準給料月額 円 <u>441,400</u>

備考 この表は、保健所等に勤務する医師で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 <u>178,100</u>	円 <u>232,900</u>	円 <u>254,600</u>	円 <u>277,200</u>	円 <u>303,500</u>
	2	円 <u>179,300</u>	円 <u>233,800</u>	円 <u>256,000</u>	円 <u>278,900</u>	円 <u>305,700</u>
	3	円 <u>180,500</u>	円 <u>234,700</u>	円 <u>257,400</u>	円 <u>280,700</u>	円 <u>307,900</u>
	4	円 <u>181,700</u>	円 <u>235,700</u>	円 <u>258,800</u>	円 <u>282,500</u>	円 <u>310,100</u>
	5	円 <u>182,900</u>	円 <u>236,700</u>	円 <u>260,300</u>	円 <u>284,500</u>	円 <u>312,400</u>
	6	円 <u>184,200</u>	円 <u>237,700</u>	円 <u>261,900</u>	円 <u>286,400</u>	円 <u>314,600</u>
	7	円 <u>185,500</u>	円 <u>238,700</u>	円 <u>263,500</u>	円 <u>288,300</u>	円 <u>316,900</u>

備考 この表は、保健所等に勤務する医師で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 <u>197,300</u>	円 <u>246,700</u>	円 <u>269,300</u>	円 <u>292,800</u>	円 <u>320,000</u>
	2	円 <u>198,300</u>	円 <u>247,600</u>	円 <u>270,700</u>	円 <u>294,500</u>	円 <u>322,200</u>
	3	円 <u>199,300</u>	円 <u>248,500</u>	円 <u>272,100</u>	円 <u>296,300</u>	円 <u>324,400</u>
	4	円 <u>200,200</u>	円 <u>249,500</u>	円 <u>273,500</u>	円 <u>298,100</u>	円 <u>326,600</u>
	5	円 <u>201,200</u>	円 <u>250,500</u>	円 <u>275,000</u>	円 <u>300,100</u>	円 <u>328,900</u>
	6	円 <u>202,300</u>	円 <u>251,500</u>	円 <u>276,600</u>	円 <u>302,000</u>	円 <u>331,100</u>
	7	円 <u>203,300</u>	円 <u>252,500</u>	円 <u>278,200</u>	円 <u>303,900</u>	円 <u>333,400</u>

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	8	186,800	239,700	265,100	290,300	319,200		8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	188,100	240,700	266,800	292,300	321,500		9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	189,500	241,800	268,500	294,200	323,900		10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	191,000	242,900	270,300	296,200	326,200		11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	192,400	244,000	272,000	298,200	328,600		12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	193,800	245,100	273,700	300,200	330,900		13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	195,300	246,300	275,400	302,200	333,300		14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	196,800	247,600	277,200	304,200	335,600		15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	198,400	248,900	279,100	306,200	338,000		16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	200,000	250,300	281,000	308,100	340,300		17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	201,800	251,700	282,800	310,000	342,700		18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	203,700	253,100	284,700	312,000	345,100		19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	205,500	254,500	286,600	314,000	347,400		20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	207,300	256,000	288,500	316,000	349,700		21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	209,000	257,500	290,300	318,000	352,200		22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	210,800	259,000	292,200	319,900	354,600		23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	212,600	260,500	294,100	321,900	357,000		24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	214,200	262,000	296,000	323,900	359,300		25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	215,900	263,500	298,300	326,300	361,700		26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	217,700	265,000	300,700	328,800	364,100		27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	219,400	266,500	303,100	331,300	366,500		28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	221,100	268,100	305,500	333,800	369,100		29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	222,000	270,200	307,300	336,000	371,900		30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	222,800	272,300	309,000	338,100	374,700		31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	223,600	274,400	310,800	340,200	377,500		32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	224,500	276,500	312,700	342,300	380,300		33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	225,400	277,800	314,400	344,300	382,800		34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	35	226,300	279,200	316,200	346,300	385,100		35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	227,300	280,600	318,000	348,400	387,400		36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
	37	228,200	282,100	319,900	350,500	389,800		37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	229,000	283,500	321,600	352,600	392,200		38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	229,900	284,800	323,400	354,600	394,500		39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	40	230,900	286,100	325,200	356,600	396,700		40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900
	41	231,900	287,500	327,000	358,600	398,900		41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
	42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200		42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
	43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400		43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
	44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600		44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
	45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700		45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
	46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700		46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
	47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700		47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
	48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600		48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
	49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500		49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
	50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200		50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
	51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800		51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
	52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200		52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
	53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600		53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000		54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
	55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300		55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400		56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500		57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600		58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700		59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600		60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500		61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200

改正前							第1条による改正案(公布の日施行)						
	62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400		62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200		63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000		64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800		65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500		66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300		67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000		68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600		69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300		70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900		71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500		72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000		73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500		74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000		75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600		76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200		77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800		78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400		79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800		80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300
	81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300		81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800		82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300		83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800		84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300		85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800		86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200		87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700		88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	89	286, 100	343, 200	390, 000	414, 600	447, 200		89	296, 200	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700
	90	287, 300	343, 800	390, 500	415, 100	447, 700		90	297, 300	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200
	91	288, 300	344, 400	391, 000	415, 600	448, 200		91	298, 200	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700
	92	289, 400	344, 900	391, 500	416, 000	448, 700		92	299, 300	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200
	93	290, 600	345, 400	392, 000	416, 400	449, 100		93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600
	94	291, 800	345, 900	392, 500	416, 900	449, 600		94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100
	95	292, 900	346, 400	393, 000	417, 400	450, 100		95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600
	96	294, 000	346, 900	393, 500	417, 800	450, 600		96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100
	97	295, 100	347, 400	393, 900	418, 200	451, 100		97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600
	98	296, 300	347, 800	394, 300	418, 600	451, 600		98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100
	99	297, 500	348, 300	394, 800	419, 000	452, 100		99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600
	100	298, 600	348, 800	395, 300	419, 400	452, 600		100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100
	101	299, 600	349, 300	395, 800	419, 800	453, 100		101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600
	102	300, 700	349, 700	396, 300	420, 200	453, 600		102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100
	103	301, 800	350, 200	396, 800	420, 600	454, 100		103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600
	104	302, 800	350, 700	397, 200	421, 000	454, 600		104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100
	105	303, 700	351, 200	397, 600	421, 400	455, 100		105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600
	106	304, 700	351, 600	398, 000	421, 800	455, 600		106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100
	107	305, 600	352, 000	398, 400	422, 200	456, 100		107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600
	108	306, 500	352, 400	398, 800	422, 600	456, 600		108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100
	109	307, 400	352, 800	399, 200	423, 000	457, 100		109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600
	110	308, 200	353, 200	399, 600	423, 400			110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
	111	309, 000	353, 600	400, 000	423, 800			111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
	112	309, 800	354, 000	400, 400	424, 200			112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
	113	310, 400	354, 400	400, 800	424, 600			113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
	114	311, 100	354, 800	401, 200	425, 000			114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
	115	311, 700	355, 200	401, 600	425, 400			115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	116	312,300	355,600	402,000	425,800			116	320,600	365,000	414,500	439,800	
	116	312,300	355,600	402,000	425,800			116	320,600	365,000	414,500	439,800	
	117	312,800	356,000	402,400	426,200			117	321,100	365,400	414,900	440,200	
	118	313,300		402,800				118	321,600		415,300		
	119	313,700		403,200				119	322,000		415,700		
	120	314,100		403,600				120	322,400		416,100		
	121	314,400		404,000				121	322,700		416,500		
	122	314,800		404,400				122	323,100		416,900		
	123	315,200		404,800				123	323,500		417,300		
	124	315,600		405,200				124	323,900		417,700		
	125	316,000		405,600				125	324,300		418,100		
	126	316,300		406,000				126	324,600		418,500		
	127	316,700		406,400				127	325,000		418,900		
	128	317,100		406,800				128	325,400		419,300		
	129	317,500		407,200				129	325,800		419,700		
	130	317,900		407,600				130	326,200		420,100		
	131	318,300		408,000				131	326,600		420,500		
	132	318,700		408,400				132	327,000		420,900		
	133	319,000		408,800				133	327,300		421,300		
	134	319,400						134	327,700				
	135	319,700						135	328,000				
	136	320,000						136	328,300				
	137	320,300						137	328,600				
	138	320,600						138	328,900				
	139	320,900						139	329,200				
	140	321,200						140	329,500				
	141	321,500						141	329,800				
	142	321,800						142	330,100				

改正前						
	143	322,100				
	144	322,400				
	145	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	203,000	237,200	273,800	291,700	316,600	

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

第1条による改正案（公布の日施行）						
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	212,300	248,000	286,300	305,700	331,100	

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	189,800	237,000	255,700	277,500	303,500
	2	191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
	3	192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
	4	194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
	5	195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
	6	197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
	7	198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
	8	200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
	9	201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
	10	203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
	11	205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
	12	206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	13	208, 200	246, 200	274, 300	300, 200	330, 900		13	223, 200	260, 000	289, 000	315, 800	347, 400
	14	209, 700	247, 400	276, 000	302, 400	333, 300		14	224, 400	261, 200	290, 700	318, 000	349, 800
	15	211, 300	248, 600	277, 700	304, 500	335, 600		15	225, 700	262, 400	292, 400	320, 100	352, 100
	16	212, 700	249, 900	279, 600	306, 400	338, 000		16	226, 900	263, 700	294, 300	322, 000	354, 500
	17	214, 100	251, 300	281, 500	308, 200	340, 300		17	228, 100	265, 100	296, 200	323, 800	356, 800
	18	215, 400	252, 700	283, 300	310, 300	342, 700		18	229, 200	266, 500	298, 000	325, 900	359, 200
	19	216, 800	254, 100	285, 200	312, 200	345, 100		19	230, 300	267, 900	299, 900	327, 800	361, 600
	20	218, 200	255, 400	287, 000	314, 000	347, 400		20	231, 400	269, 200	301, 700	329, 600	363, 900
	21	219, 500	256, 800	288, 800	316, 200	349, 700		21	232, 500	270, 600	303, 500	331, 800	366, 200
	22	221, 300	258, 200	290, 600	318, 300	352, 200		22	234, 100	272, 000	305, 300	333, 900	368, 700
	23	223, 100	259, 600	292, 500	320, 400	354, 600		23	235, 600	273, 400	307, 200	336, 000	371, 100
	24	224, 700	261, 100	294, 400	322, 500	357, 000		24	237, 100	274, 900	309, 100	338, 100	373, 500
	25	226, 300	262, 600	296, 300	324, 500	359, 300		25	238, 300	276, 400	311, 000	340, 100	375, 800
	26	226, 900	264, 100	298, 600	326, 900	361, 700		26	238, 900	277, 900	313, 300	342, 500	378, 200
	27	227, 600	265, 600	301, 000	329, 400	364, 100		27	239, 600	279, 400	315, 700	345, 000	380, 600
	28	228, 200	267, 000	303, 400	331, 900	366, 500		28	240, 200	280, 800	318, 100	347, 500	383, 000
	29	228, 700	268, 500	305, 800	334, 400	369, 100		29	240, 700	282, 300	320, 500	350, 000	385, 600
	30	229, 200	270, 700	307, 600	336, 500	371, 900		30	241, 200	284, 500	322, 300	352, 000	388, 400
	31	229, 700	272, 900	309, 300	338, 500	374, 700		31	241, 700	286, 700	324, 000	354, 000	391, 200
	32	230, 400	275, 000	311, 100	340, 600	377, 500		32	242, 400	288, 800	325, 800	356, 000	394, 000
	33	231, 100	276, 800	312, 900	342, 700	380, 300		33	243, 100	290, 600	327, 600	358, 000	396, 800
	34	231, 600	278, 200	314, 700	344, 700	382, 800		34	243, 600	292, 000	329, 400	360, 000	399, 300
	35	232, 100	279, 800	316, 400	346, 700	385, 100		35	244, 100	293, 600	331, 000	362, 000	401, 500
	36	232, 700	281, 400	318, 100	348, 800	387, 400		36	244, 700	295, 200	332, 600	364, 000	403, 800
	37	233, 500	282, 900	320, 000	350, 800	389, 800		37	245, 500	296, 700	334, 400	365, 900	406, 100
	38	234, 200	284, 300	321, 600	352, 800	392, 200		38	246, 200	298, 100	336, 000	367, 800	408, 400
	39	234, 900	285, 600	323, 400	354, 800	394, 500		39	246, 900	299, 400	337, 700	369, 700	410, 700

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	40	235,700	286,900	325,300	356,800	396,700		40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900
	41	236,700	288,100	327,100	358,800	398,900		41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
	42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200		42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
	43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400		43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
	44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600		44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
	45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700		45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
	46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700		46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
	47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700		47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
	48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600		48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
	49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500		49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
	50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200		50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
	51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800		51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
	52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200		52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
	53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600		53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000		54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
	55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300		55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400		56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500		57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600		58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700		59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600		60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500		61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400		62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200		63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000		64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800		65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500		66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000

改正前							第1条による改正案(公布の日施行)						
	67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300		67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000		68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600		69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300		70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900		71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500		72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000		73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500		74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000		75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600		76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200		77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800		78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400		79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800		80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300
	81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300		81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800		82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300		83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800		84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300		85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800		86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200		87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700		88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200		89	300,800	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700		90	301,700	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200		91	302,700	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700		92	303,700	354,300	404,000	430,000	463,200
	93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100		93	304,700	354,800	404,500	430,400	463,600

改正前							第1条による改正案(公布の日施行)						
	94	296,400	345,900	392,500	416,900	449,600		94	305,700	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100		95	306,700	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600		96	307,700	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100		97	308,600	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600		98	309,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100		99	310,600	357,700	407,300	433,000	466,600
	100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600		100	311,500	358,200	407,800	433,400	467,100
	101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100		101	312,400	358,700	408,300	433,800	467,600
	102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600		102	313,300	359,100	408,800	434,200	468,100
	103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100		103	314,200	359,600	409,300	434,600	468,600
	104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600		104	315,100	360,100	409,700	435,000	469,100
	105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100		105	315,900	360,600	410,100	435,400	469,600
	106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600		106	316,700	361,000	410,500	435,800	470,100
	107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100		107	317,400	361,400	410,900	436,200	470,600
	108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600		108	318,100	361,800	411,300	436,600	471,100
	109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100		109	318,700	362,200	411,700	437,000	471,600
	110	311,100	353,200	399,600	423,400			110	319,400	362,600	412,100	437,400	
	111	311,700	353,600	400,000	423,800			111	320,000	363,000	412,500	437,800	
	112	312,300	354,000	400,400	424,200			112	320,600	363,400	412,900	438,200	
	113	312,800	354,400	400,800	424,600			113	321,100	363,800	413,300	438,600	
	114	313,300	354,800	401,200	425,000			114	321,600	364,200	413,700	439,000	
	115	313,700	355,200	401,600	425,400			115	322,000	364,600	414,100	439,400	
	116	314,100	355,600	402,000	425,800			116	322,400	365,000	414,500	439,800	
	117	314,400	356,000	402,400	426,200			117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	314,800		402,800				118	323,100		415,300		
	119	315,200		403,200				119	323,500		415,700		
	120	315,600		403,600				120	323,900		416,100		

改正前							第1条による改正案（公布の日施行）						
	121	316,000		404,000			121	324,300		416,500			
	122	316,300		404,400			122	324,600		416,900			
	123	316,700		404,800			123	325,000		417,300			
	124	317,100		405,200			124	325,400		417,700			
	125	317,500		405,600			125	325,800		418,100			
	126	317,900		406,000			126	326,200		418,500			
	127	318,300		406,400			127	326,600		418,900			
	128	318,700		406,800			128	327,000		419,300			
	129	319,000		407,200			129	327,300		419,700			
	130	319,400		407,600			130	327,700		420,100			
	131	319,700		408,000			131	328,000		420,500			
	132	320,000		408,400			132	328,300		420,900			
	133	320,300		408,800			133	328,600		421,300			
	134	320,600					134	328,900					
	135	320,900					135	329,200					
	136	321,200					136	329,500					
	137	321,500					137	329,800					
	138	321,800					138	330,100					
	139	322,100					139	330,400					
	140	322,400					140	330,700					
	141	322,700					141	331,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 <u>207,200</u>	円 <u>238,400</u>	円 <u>273,800</u>	円 <u>291,700</u>	円 <u>316,600</u>			円 <u>216,700</u>	円 <u>249,300</u>	円 <u>286,300</u>	円 <u>305,700</u>	円 <u>331,100</u>

備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職

備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職

改正前	第1条による改正案（公布の日施行）
員で人事委員会が定めるものに適用する。	員で人事委員会が定めるものに適用する。

第1条による改正後の条例案	第2条による改正案（令和8年1月1日施行）
○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号	○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号
第1条～第32条 省略 (義務教育等教員特別手当)	第1条～第32条 現行のとおり (義務教育等教員特別手当)
第32条の2 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,610円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。	第32条の2 現行のとおり 2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,610円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て規則で定める。
3 省略 第33条～第34条 省略	3 現行のとおり 第33条～第34条 現行のとおり

第2条による改正後の条例案	第3条による改正案（令和8年4月1日施行）
○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号	○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号
第1条～第15条 省略 (通勤手当)	第1条～第15条 現行のとおり (通勤手当)
第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると <u>人事委員会が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</u>	(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると <u>足立区職員の通勤手当に関する規則（令和7年足立区規則第●号。以下「通勤手当規則」という。）で定める職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</u>
(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で <u>人事委員会が定めるもの</u> （以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると <u>人事委員会が定める職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</u>	(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で <u>通勤手当規則</u> で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると <u>通勤手当規則</u> で定める職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると <u>人事委員会が定める職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</u>	(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると <u>通勤手当規則</u> で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

第2条による改正後の条例案	第3条による改正案（令和8年4月1日施行）
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>人事委員会</u>が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で<u>人事委員会</u>が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が<u>5万5,000円</u>を超えるときは、<u>5万5,000円</u>に当該支給月数を乗じて得た額</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>通勤手当規則</u>で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で<u>通勤手当規則</u>で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が<u>15万円</u>を超えるときは、<u>15万円</u>に当該支給月数を乗じて得た額</p>
<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額</p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して<u>人事委員会</u>が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が<u>5万5,000円</u>を超えるときは、<u>5万5,000円</u>に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して<u>通勤手当規則</u>で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が<u>15万円</u>を超えるときは、<u>15万円</u>に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で<u>人事委員会</u>が定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして<u>人事委員会</u>が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が<u>人事委員会</u>の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>人事委員会</u>が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で<u>通勤手当規則</u>で定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして<u>通勤手当規則</u>で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が<u>通勤手当規則</u>で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>通勤手当規則</u>で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等相当額（その額を支給月数で除して得た</p>

第2条による改正後の条例案	第3条による改正案（令和8年4月1日施行）
除して得た額が <u>2万円</u> を超えるときは、 <u>2万円</u> に当該支給月数を乗じて得た額) 及び同項の規定による額の合計額とする。	額が <u>15万円</u> を超えるときは、 <u>15万円</u> に当該支給月数を乗じて得た額) 及び同項の規定による額の合計額とする。
4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして <u>人事委員会</u> が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。	4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして <u>通勤手当規則</u> で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の <u>人事委員会</u> が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して <u>人事委員会</u> が定める額を返納させるものとする。	5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の <u>通勤手当規則</u> で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して <u>通勤手当規則</u> で定める額を返納させるものとする。
6 省略	6 現行のとおり
第16条の2～第28条 省略 (期末手当)	第16条の2～第28条 現行のとおり (期末手当)
第29条 省略	第29条 現行のとおり
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。
4～5 省略	4～5 現行のとおり
第29条の2～第29条の3 省略 (勤勉手当)	第29条の2～第29条の3 現行のとおり (勤勉手当)
第30条 省略	第30条 現行のとおり
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて

第2条による改正後の条例案				第3条による改正案（令和8年4月1日施行）			
た額の総額を超えてはならない。				得た額の総額を超えてはならない。			
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。				3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。			
4～6 省略				4～6 省略			
別表第1～3 省略				別表第1～3 現行のとおり			
別表第4（第16条関係）				別表第4（第16条関係）			
自転車等の片道の使用距離の区分	職員の区分 1 2及び3以外の職員	2 通勤不便な勤務庁に勤務する職員で人事委員会が定める事由に該当するもの	3 身体に障がいを有する職員で人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの	職員の区分 1 2及び3以外の職員	2 通勤不便な勤務庁に勤務する職員で、 <u>通勤手当規則</u> で定める事由に該当するもの	3 身体に障がいを有する職員で、 <u>通勤手当規則</u> で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの	
5キロメートル未満	2,600円	2,600円	3,900円	5キロメートル未満	2,600円	2,600円	3,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	3,600	5,300	5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	3,600	5,300
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000	6,000	8,100	10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000	6,000	8,100
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000	8,400	10,900	15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000	8,400	10,900
20キロメートル以上25キロメートル	9,000	10,800	13,700	20キロメートル以上25キロメートル	9,000	10,800	13,700

第2条による改正後の条例案				第3条による改正案（令和8年4月1日施行）			
未満				未満 25キロメートル以上30キロメートル未満 30キロメートル以上35キロメートル未満 35キロメートル以上40キロメートル未満 40キロメートル以上	未満		
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,000	13,200	16,500		11,000	13,200	16,500
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,000	15,600	19,300		11,000	15,600	19,300
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,000	18,000	22,100		13,000	18,000	22,100
40キロメートル以上	13,000	20,400	24,900		13,000	20,400	24,900

別表第5 省略

別表第5 現行のとおり

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の足立区職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の足立区職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 4 令和7年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正前の足立区職

第2条による改正後の条例案	第3条による改正案（令和8年4月1日施行）
	<p>員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。</p> <p style="text-align: center;">(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)</p>
	<p>5 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>
	<p style="text-align: center;">(給与の内払)</p> <p>6 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>
	<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>7 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>

第137号議案説明資料

令和7年12月4日

件 名	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要 令和7年特別区人事委員会勧告（特別区職員労働組合連合会と妥結）による常勤職員の給与改定に準じ、23区同様の内容で会計年度任用職員の給与に係る条例の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 給料表（第3条）の改定 ア 常勤職員と同様に、令和7年4月1日に遡及して適用する。</p> <p>(2) 期末手当・勤勉手当（第16条・第16条の2、第29条・第29条の2）別紙1のとおり ア 常勤職員と同様に、年間の支給月数を0.05月引上げる（現行4.85月→4.90月）。 イ 支給月数の引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙2のとおり</p> <p>4 施行年月日 2の（1）については、令和7年4月1日に遡及して適用する。 2の（2）については、令和7年12月1日に遡及して適用する。</p>

令和7年度及び令和8年度以降の期末手当・勤勉手当の支給月数について

現行の期末手当及び勤勉手当					
(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員(会計)	期末	1.25	1.25	2.50
	勤勉	1.175	1.175	2.35	4.85
管理職員	期末	1.075	1.075	2.15	4.85
	勤勉	1.35	1.35	2.70	
		2.425	2.425		

令和7年度の期末手当及び勤勉手当 【第1条による改正後(公布の日から施行)】					
(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員(会計)	期末	1.25	1.275 +0.025	2.525
	勤勉	1.175	1.20 +0.025	2.375	4.90
管理職員	期末	1.075	1.10 +0.025	2.175	4.90
	勤勉	1.35	1.375 +0.025	2.725	
		2.425	2.475		

令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当 【第2条による改正後(令和8年4月1日施行)】					
(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員(会計)	期末	1.2625	1.2625	2.525
	勤勉	1.1875	1.1875	2.375	4.90
管理職員	期末	1.0875	1.0875	2.175	4.90
	勤勉	1.3625	1.3625	2.725	
		2.45	2.45		

(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員	期末	0.70	0.70	1.40
	勤勉	0.575	0.575	1.15	2.55
管理職員	期末	0.6125	0.6125	1.225	2.55
	勤勉	0.6625	0.6625	1.325	
		1.275	1.275		

(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員	期末	0.70	0.725 +0.025	1.425
	勤勉	0.575	0.60 +0.025	1.175	2.60
管理職員	期末	0.6125	0.6375 +0.025	1.25	2.60
	勤勉	0.6625	0.6875 +0.025	1.35	
		1.275	1.325		

(単位:月)					
区分		6月	12月	小計	年間
暫定再任用・定年前再任用短時間職員	一般職員	期末	0.7125	0.7125	1.425
	勤勉	0.5875	0.5875	1.175	2.60
管理職員	期末	0.625	0.625	1.25	2.60
	勤勉	0.675	0.675	1.35	
		1.30	1.30		

※ 会計年度任用職員については、「暫定再任用・定年前再任用短時間職員以外の職員」の「一般職員」と同様。

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	第1条による改正案（公布の日施行）
○足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月23日条例第29号	○足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月23日条例第29号
第1条～第15条 省略 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	第1条～第15条 現行のとおり (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第16条 省略 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	第16条 現行のとおり 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3～4 省略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	3～4 現行のとおり (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第16条の2 省略 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	第16条の2 現行のとおり 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3～4 省略 第17条～第28条 省略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	3～4 現行のとおり 第17条～第28条 現行のとおり (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第29条 省略 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	第29条 現行のとおり 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3～4 省略 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	3～4 現行のとおり (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第29条の2 省略 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績	第29条の2 現行のとおり 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に

改正前	第1条による改正案（公布の日施行）
に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3～4 省略	3～4 現行のとおり

第1条による改正後の条例案	第2条による改正案（令和8年4月1日施行）
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第1条～第15条 省略 第16条 省略 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 省略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の2 現行のとおり 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 省略 第17条～第28条 省略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第29条 現行のとおり 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 省略 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第29条の2 省略 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 省略	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第1条～第15条 現行のとおり 第16条 現行のとおり 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 現行のとおり (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の2 現行のとおり 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の118.75</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 現行のとおり 第17条～第28条 現行のとおり (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第29条 現行のとおり 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 現行のとおり (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第29条の2 現行のとおり 2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、 <u>100分の118.75</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3～4 現行のとおり

第1条による改正後の条例案	第2条による改正案（令和8年4月1日施行）
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。</p>

第 1 3 8 号 議案説明資料

令和 7 年 1 月 24 日

件 名	富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事請負契約
所管部課名	<u>総務部 契約課</u> 、 <u>都市建設部 道路公園整備室</u> <u>道路整備課</u>
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社東京三田組 代表取締役 三田 哲司 東京都足立区北加平町 21 番 2 号</p> <p>2 契 約 金 額 737,000,000 円 (落札率 99.16%)</p> <p>3 契 約 番 号 7足総契契第 010575 号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌営業日から令和 10 年 11 月 30 日まで</p> <p>5 工 事 場 所 足立区辰沼二丁目 18 番から神明二丁目 8 番先</p> <p>6 工 事 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見歩道橋の架け替え 旧橋の撤去、新橋の設置 (橋長 10.4 m、総幅員 5.8 m) (2) 富士見歩道橋周辺の築堤・護岸整備 総工事区間 117.3 m (3) 散策路の整備 施工区間 111.9 m (4) 仮締切撤去・設置 (5)迂回路撤去・復旧 <p>7 そ の 他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札日・開札日 令和 7 年 10 月 21 日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札 (総合評価方式) (3) 入札参加事業者数 4 者 入札 4 者 (うち予定価格超過 3 者) (4) 仮契約年月日 令和 7 年 10 月 28 日 (5) 予定価格 743,213,900 円 (事後公表) <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事 案内図



工事施工箇所

足立区辰沼二丁目 18番から神明二丁目 8番先

第 1 3 9 号議案説明資料

令和7年12月4日

件 名	江北コミュニティセンタ一大規模改修工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設營繕部 西部地区建設課、 地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社渡喜建設 代表取締役 渡邊 喜一郎 東京都足立区千住寿町25番5号</p> <p>2 契 約 金 額 489,500,000円（落札率98.35%）</p> <p>3 契 約 番 号 7足総契契第010569号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌営業日から令和9年9月30日まで</p> <p>5 工 事 場 所 足立区江北二丁目8番2号</p> <p>6 工 事 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築工事 屋上防水、外壁、内装、建具、トイレ、外構改修工事等 (2) 機械設備工事 空調・換気設備、給排水衛生・ガス設備工事等 (3) 電気設備工事 電灯設備、動力設備、受変電設備、火災報知設備工事等 <p>7 そ の 他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札日・開札日 令和7年11月20日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札（総合評価方式） (3) 入札参加事業者数 5者 入札2者（予定価格超過なし） 辞退3者 ※主な辞退理由 技術者を確保することが困難なため。 (4) 仮契約年月日 令和7年11月28日 (5) 予定価格 497,706,000円（事後公表） <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

江北コミュニティセンター大規模改修工事 案内図



第140号議案説明資料

令和7年12月4日

件 名	児童・生徒用 Chromebook 等の購入について	
所管部課名	<u>総務部 契約課</u> 、 <u>教育指導部 学校 I C T 推進課</u>	
内 容	<p>1 契約の相手方 リコージャパン株式会社 公共事業部 第四営業部 部長 鳥居 久仁広 東京都港区芝浦三丁目4番1号</p> <p>2 契約金額 2, 838, 125, 840円 (落札率 89.70%)</p> <p>3 契約番号 7足総契契第022438号</p> <p>4 納期限 令和8年4月24日</p> <p>5 納入場所 学校 I C T 推進課指定場所</p> <p>6 契約内容 足立区立小中学校の児童・生徒用Chromebook等を購入する。 (1) Chromebook (Dynabook Chromebook C70 Wi-Fiモデル) 46,816台 (2) Chromebook (Dynabook Chromebook C70 LTE-SIMモデル) 1,500台 (3) 液晶保護フィルム 50,700枚 (4) 持ち帰り用ACアダプタ 24,000個 (5) 予備用タッチペン (Dynabook Chromebook C70用) 6,300本 (6) モバイルバッテリー 4,500個 (7) 児童・生徒用端末管理ライセンス 48,316個 (8) 教員用端末管理ライセンス 6,000個</p> <p>7 その他 (1) 入札日・開札日 令和7年10月23日 (2) 入札方法 公募型指名競争入札 (3) 指名業者 2者 入札1者 辞退1者 ※ 辞退理由 契約期間満了までに納入が困難なため (4) 仮契約年月日 令和7年10月30日 (5) 予定価格 3, 164, 156, 600円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	

第 1 4 1 号議案説明資料

令和7年12月4日

件 名	避難所用折り畳み式リクライニングベッド等の購入について	
所管部課名	<u>総務部 契約課</u> 、 <u>危機管理部 防災戦略課</u>	
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社サイボウ 東京支店 支店長 前川 桂一郎 東京都台東区元浅草三丁目1番1号 ヨネクラビル5階</p> <p>2 契 約 金 額 72,919,000円 (落札率37.94%)</p> <p>3 契 約 番 号 7足総契契第022510号</p> <p>4 納 期 限 令和8年3月31日</p> <p>5 納 入 場 所 総合スポーツセンター (足立区東保木間2-27-1) 外88か所</p> <p>6 契 約 内 容 福祉避難所で使用する折り畳み式リクライニングベッド及びベッド用シーツを購入する。 (1) 折り畳み式リクライニングベッド 7,000台 (2) ベッド用シーツ 14,000枚 ※ ベッド1台につき、使用分と交換用の2枚</p> <p>7 そ の 他 (1) 入札日・開札日 令和7年11月10日 (2) 入札方法 指名競争入札 (3) 指名業者 10者 入札5者 辞退5者 ※主な辞退理由 納期が間に合わない可能性があるため 人員確保の見通しが不透明なため (4) 仮契約年月日 令和7年11月17日 (5) 予定価格 192,192,000円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	